



福岡医発第 120 号 (地)
令和 5 年 4 月 14 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

業務管理体制の整備に関する届出システムの運用開始について（情報提供）

介護保険法に基づき、全ての介護サービス事業者は、業務管理体制を整備し、事業所等の展開の状況に応じて、事業者の名称や主たる事務所の所在地、代表者の氏名等の事項について、関係行政機関に届け出る必要があります。現在、当該届出については、届出書の郵送等により提出することとなっております。

今般、厚生労働省は行政手続きの簡素化及び効率化の推進の観点から、「業務管理体制の整備に関する届出システム」（以下、「届出システム」という。）を構築したとのことであり、令和 5 年 3 月 28 日 13：00 より運用が開始されております。

届出システムでは、電子申請による届出が可能となりますが、最初の利用にあたっては、事業者ごとに ID やパスワードの取得が必要になるとのことです。詳しくにつきましては、別添事務連絡及び「業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル（事業者版）」等をご参照下さい。

なお、届出システムの運用開始後についても従来どおり、郵送等による届出は可能であることを申し添えます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 柳 大三郎
会長 島田昇二郎

令和 5 年 3 月 2 6 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

江 澤 和 彦

（公印省略）

業務管理体制の整備に関する届出システムの運用開始について（情報提供）

介護保険法に基づき、全ての介護サービス事業者は、業務管理体制を整備し、事業所等の展開の状況に応じて、事業者の名称や主たる事務所の所在地、代表者の氏名等の事項について、関係行政機関に届け出る必要があります。現在、当該届出については、届出書の郵送等により提出することとなっております。

今般、厚生労働省は行政手続きの簡素化及び効率化の推進の観点から、「業務管理体制の整備に関する届出システム」（以下、「届出システム」という。）を構築したとのことであり、令和 5 年 3 月 2 8 日 1 3 : 0 0 ～運用を開始するとのことです。

届出システムでは、電子申請による届出が可能となりますが、最初の利用にあたっては、事業者ごとに ID やパスワードの取得が必要になるとのことです。詳細につきましては、別添事務連絡及び「業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル（事業者版）」等をご参照下さい。

なお、届出システムの運用開始後についても従来どおり、郵送等による届出は可能であることを申し添えます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

（添付資料）

- 「業務管理体制の整備に関する届出システムの運用開始について（依頼）」
（令5. 3. 13 厚生労働省老健局総務課介護保険指導室 事務連絡）
- 「業務管理体制の整備に係る届出事務の電子申請化について」
（令5. 3. 13 厚生労働省老健局総務課介護保険指導室 事務連絡）
- 参考資料：「介護サービス事業者の業務管理体制整備と届出」（厚生労働省老健局作成）
- 「業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル（事業者版）」
（1.0 版 令和5年02月 初版 厚生労働省老健局総務課介護保険指導室）

以上

事 務 連 絡
令和 5 年 3 月 1 3 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管課（室） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

業務管理体制の整備に関する届出システムの運用開始について（依頼）

介護保険行政の推進につきましては、日頃より格段のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 4 年 1 1 月 1 8 日及び令和 4 年 1 2 月 2 1 日付け厚生労働省老健局総務課介護保険指導室事務連絡で情報提供しております「業務管理体制の整備に関する届出システム」（以下、「届出システム」という。）については、令和 5 年 3 月 2 8 日より運用を開始しますのでご承知おき願います。

つきましては、別添 1（業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル（本省・自治体版））をお送りしますので、届出システムの操作方法等を確認のうえ、今後の業務において活用いただくとともに、届出システムによる業務管理体制の整備に係る各種届出手続きの効率化等の推進のため、下記の点についてご対応のほどお願いします。

記

1 届出システムの操作マニュアルの周知

（1）市町村（指定都市及び中核市を除く。）への周知

都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）に対して、別紙 1（市町村向け事務連絡（雛形））に、参考（介護サービス事業者の業務管理体制整備と届出）、別添 1（業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル（本省・自治体版））、別紙 2（事業者向け事務連絡（雛形））及び別添 2（業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル（事業者版））を併せて送付してください。

（2）介護サービス事業者への周知

都道府県・指定都市・中核市におかれては、所管する事業者に対して、別紙 2（事業者向け事務連絡（雛形））により、参考（介護サービス事業者の業務管理体制整備と

届出) 及び別添 2 (業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル (事業者版)) を送付してください。

また、介護サービス事業所の指定 (許可) 申請を受け付ける自治体 (都道府県・指定都市・中核市) については、介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 115 条の 32 に基づく業務管理体制の整備に係る届出を初めて行う新規参入する事業者に対して、事業所の指定申請を受け付ける際に、業務管理体制の整備に係る届出の説明を行うとともに、参考 (介護サービス事業者の業務管理体制整備と届出) 及び別添 2 (業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル (事業者版)) を配布し、当該マニュアルの 6 頁に記載の URL から必要な手続きが行えるよう十分周知願います。

2 留意事項 (共通)

(1) 届出システムの稼働開始時期

令和 5 年 3 月 28 日 (火) 13 時 00 分

(2) 届出システムの照会先について

令和 5 年 4 月 20 日までの間に、届出システムの操作に関する疑義が生じた場合、問合せは、システム開発業者である株式会社セック宛てに、メールでお願いします。

なお、令和 5 年 4 月 21 日以降につきましては、次期運用保守業者が決まり次第、追って連絡します。

アドレス : g-laicomea@sec.co.jp (問合せ期間 : 令和 5 年 4 月 20 日まで)

(3) 届出システム以外での届出処理について

届出システムの運用開始後に、郵送等により届出が提出された場合は、従前どおりの処理をお願いします。

(4) 届出システムの操作マニュアルについて

今回、別添 1 (業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル (本省・自治体版)) 及び別添 2 (業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル (事業者版)) については、初版であるため送付しております。

なお、届出システム稼働後は、当該マニュアルは、届出システムよりダウンロードが可能です。

(照会先)

厚生労働省老健局総務課

介護保険指導室 業務管理係

電話 03-5253-1111 (内線 3957、3958)

事 務 連 絡
令和 5 年 3 月 1 3 日

介護サービス事業者 各位

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

業務管理体制の整備に係る届出事務の電子申請化について

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）（以下、「介護保険法」という。）第 1 1 5 条の 3 2 に基づく業務管理体制の整備に係る届出については、現在、届出書の郵送等により提出をいただいているところですが、今般、行政手続きの簡素化及び効率化の推進の観点から当省において「業務管理体制の整備に関する届出システム」（以下、「届出システム」という。）を構築し、下記の日時以降、電子申請等による届出が可能となりますのでお知らせします。

なお、届出システムの最初の利用にあたっては、事業者ごとに ID やパスワードの取得が必要になりますので、下記 3 に沿って手続きを行うとともに、必要に応じて、参考（介護サービス事業者の業務管理体制整備と届出）及び別添 1（業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル（事業者版））をご確認いただき対応願います。

記

1 届出システム運用開始日時

令和 5 年 3 月 2 8 日（火） 1 3 時 0 0 分

2 業務管理体制の整備に関する届出が必要な場合

介護保険法に基づき、全ての事業者は、業務管理体制を整備し、事業所等の展開の状況に応じ、以下①の事項について、関係行政機関に届け出る必要があります。（介護保険法第 1 1 5 条の 3 2 第 1 項及び第 2 項）

また、以下①又は②の事項に変更がある場合についても、届出が必要となります。（介護保険法第 1 1 5 条の 3 2 第 3 項）

なお、詳細については、参考（介護サービス事業者の業務管理体制整備と届出）を確認ください。

① 介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 4 0 条の 4 0 第 1 項第 1 号から第 4 号に基づく届出事項

- ・ 第 1 号 事業者「名称」、「主たる事務所の所在地」、代表者「氏名」、「生年月日」、「住所」、「職名」
- ・ 第 2 号 法令遵守責任者の氏名（フリガナ）及び生年月日
- ・ 第 3 号 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要

・ 第4号 業務執行の状況の監査の方法の概要

② 介護保険法第115条の3第2項各号に掲げる区分の変更（届出先の変更）

- ・ 事業所等の指定等により、事業者が管理する事業所が増減し、事業展開地域が変更となり、届出先区分の変更が生じた場合

3 届出システムを利用した初回届出時の初期設定について

上記2について、届出システムを利用した初回届出時の初期設定については、以下の手順①～⑤を実施してください。

- ① 別添1（業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル（事業者版））の6頁に記載のURLをブラウザに貼付し、アクセス後「既に事業者番号（Aから始める番号）をお持ちの場合はこちら」をクリックしてください。
- ② 「既に事業者番号（Aから始める番号）をお持ちの場合はこちら」をクリック後の画面に以下の必須項目の情報を全て入力後、確認ボタンをクリックし、入力内容を確認し、実行をクリックします。
 - ・ 事業者（法人）番号
（*エラー表示が出た場合は、過去の事業者（法人）番号を入力）
 - ・ 連絡先メールアドレス
 - ・ 連絡先（担当者の所属・氏名・フリガナ）
 - ・ 電話番号
- ③ 連絡先メールアドレス宛てに、ユーザ登録完了のお知らせが届きます。
- ④ 上記③により、届出システムの初期設定は完了です。
- ⑤ 次回利用時からログイン画面より、ユーザIDとパスワード（事業者（法人）番号）を入力することで届出システムを利用することができます。

4 留意事項

(1) 届出システム以外での届出処理について

届出システムの運用開始後についても従来どおり、郵送等による届出は可能です。

(2) 業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル（事業者版）について
今回、別添1（業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル（事業者版））については、初版であるため送付しております。

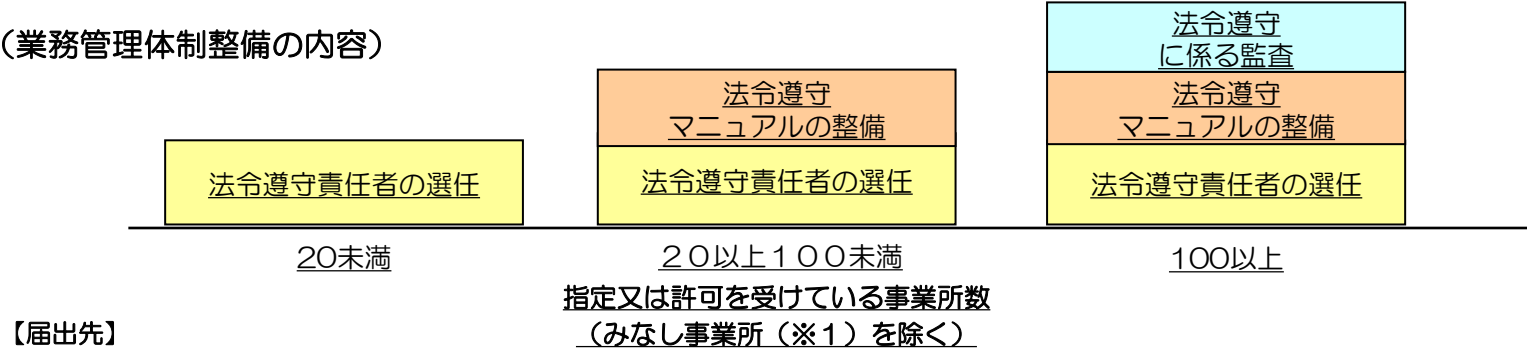
なお、届出システム稼働後については、届出システムよりダウンロードし、閲覧が可能です。

(3) 介護保険法第115条の3第2項各号に掲げる区分の変更（届出先の変更）
について

変更前の区分による届出先及び変更後の区分による届出先の双方に、届出を行う必要がありますが、届出システムによる届出を行った場合は、一度の届出で双方の届出先に情報が伝達されます。

【参考】 介護サービス事業者の業務管理体制整備と届出①

法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。



区 分	届出先
① 指定事業所が三以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 指定事業所が二以上の都道府県に所在し、かつ、二以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
④ 指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者(※2)	中核市の長
⑤ 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事

(※1) みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス(居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハ及び通所リハ)であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所のこと。
また、総合事業における介護予防・生活支援サービス事業については、事業所数に含まれないものである。

(※2) 指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合の事業者を除く(届出先は⑥都道府県知事のまま)

指定居宅サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のためにその職務を遂行しなければならない。

法第115条の32第1項（抜粋）

指定居宅サービス事業者、・・・（以下「介護サービス事業者」という。）は、第74条第6項、・・・に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。



施行規則第140条の39

法第115条の32第1項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- ① 指定又は許可を受けている事業所又は施設の数が1以上20未満の事業者
法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）の選任をすること。
- ② 指定又は許可を受けている事業所又は施設の数が20以上100未満の事業者
法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。
- ③ 指定又は許可を受けている事業所又は施設の数が100以上の事業者
法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

業務管理体制の整備に関する
届出システム
操作マニュアル
～ 事業者版 ～

1.0 版

令和5年02月 初版

目次

1 章 はじめに	2
1.1 業務管理体制の整備に関する届出システムについて	2
1.2 業務管理体制の整備に関する届出システムの運用	3
1.3 各種設定・注意事項	5
2 章 基本的な操作	6
2.1 事業者番号を持っていない事業者が初めて利用する。（法第 115 条の 32 第 2 項（整備）関係の届出を初めて行う方）	6
2.2 事業者番号を持っている事業者が本システムに初めてログインする。（法第 115 条の 32 第 4 項届出先区分変更関係または法 115 条 32 第 3 項届出事項変更関係の届出を行う方）	8
2.3 パスワードを忘れてしまったため、パスワードを再発行する。	12
2.4 ログインする。	14
2.5 ログイン後の画面の見方。	15
2.6 お知らせ画面を見る。	18
2.7 ログインパスワードを変更する。	19
3 章 届出	21
3.1 業務管理体制の整備に関する届出を行う。（事業者番号を持っていない事業者が初めて届出を行う場合）	21
3.2 業務管理体制の整備に関する届出を修正する。	25
3.3 業務管理体制の整備に関する届出（届出先区分変更）を行う。	29
3.4 業務管理体制の整備に関する届出（届出先区分変更）を修正する。	34
3.5 業務管理体制の整備に関する届出（届出事項変更）を行う。	39
3.6 業務管理体制の整備に関する届出（届出事項変更）を修正する。	43
4 章 届出済み一覧	48
4.1 業務管理体制の整備に関する届出を確認する。	48
4.2 業務管理体制の整備に関する届出（届出先区分変更）を確認する。	51
4.3 業務管理体制の整備に関する届出（届出事項変更）を確認する。	54
5 章 届出に関する連絡先	57
5.1 連絡先を変更する。	57
6 章 付録	59
6.1 「事業所名称等及び所在地」を CSV で提出する。	59
6.2 サービス種類コードを確認する。	65
6.3 エラーメッセージを確認する。	67
6.4 個人情報保護方針を確認する。	70

改版履歴

版数	発行日	改版内容
1.0	2023/02/27	・新規作成

1章 はじめに

1.1 業務管理体制の整備に関する届出システムについて

(1) システムの概要

システムは、介護保険法第 115 条の 32 に規定される業務管理体制の整備に関して、介護サービス事業者がインターネット経由で届出を行うことができ、その届出を届出先の各都道府県、市区町村担当者がインターネット又は LGWAN を経由してシステム上で届出の受付を行うことのできるシステムです。

(2) システムの機能

システムでは、主に以下の機能を提供します。

①届出情報管理機能

- 介護保険法第 115 条の 32 第 2 項関係（整備）の届出を行う機能
- 介護保険法第 115 条の 32 第 4 項関係（区分の変更）の届出を行う機能
- 介護保険法第 115 条の 32 第 3 項関係（届出事項の変更）の届出を行う機能

②アカウント管理機能

- 連絡先情報の修正

本マニュアル書は、システムの操作方法について説明するものです。

1.2 業務管理体制の整備に関する届出システムの運用

(1) 運用と操作について＜業務編＞

No.	届出の種類	操作マニュアル該当箇所
1	新規届出 業務管理体制の整備に関する届出を行う場合 （介護保険法第115条の3第2項）	■ 3.1 業務管理体制の整備に関する届出を行う。（p.21）
2	新規届出の確認 業務管理体制の整備に関する届出を確認する場合	■ 4.1 業務管理体制の整備に関する届出を確認する。（p.48）
3	変更届 事業所等の指定等により事業展開地域が変更し届出先区分変更の届出を行う場合 （介護保険法第115条の3第4項）	■ 3.3 業務管理体制の整備に関する届出（届出先区分変更）を行う。（p.29）
4	変更届の確認 事業所等の指定等により事業展開地域が変更し届出先区分変更の届出を確認する場合	■ 4.2 業務管理体制の整備に関する届出（届出先区分変更）を確認する。（p.51）
5	変更届 届出事項変更の届出を行う場合 （介護保険法第115条の3第3項）	■ 3.5 業務管理体制の整備に関する届出（届出事項変更）を行う。（p.39）
6	変更届の確認 届出事項変更の届出を確認する場合	■ 4.3 業務管理体制の整備に関する届出（届出事項変更）を確認する。（p.54）

（2）運用と操作について＜システムメンテナンス編＞

No.	内容	操作マニュアル該当箇所
1	連絡先を変更したい場合	■ 5.1 連絡先を変更する。（p.57）

1.3 各種設定・注意事項

(1) 利用端末の動作環境

システムを利用するための端末の環境は以下のとおりです。（令和5年1月時点）

- ・ オペレーティングシステム（OS）

Windows 10

MacOS

- ・ インターネットブラウザ

Microsoft Edge

Chrome

Safari

(2) システム利用についての注意事項

- ・ インターネットブラウザの「前に戻る」ボタン、「次へ進む」ボタンをクリックして移動しないでください。移動するときは画面の上部左に表示ある「ナビ」か、画面上のボタンで移動してください。
- ・ 使用しない状態のまま画面を6時間以上表示しておくと、入力中の内容は保存されず、ログアウトになります。使用しない場合はログアウトしておいてください。

(3) メール受信についての注意事項

- ・ システムから届出に関するメールを送信することがあります。メール送信は下記ドメインのメールアドレスよりインターネット経由で行われます。

@laicomea.org

システムに登録する連絡先メールアドレスはインターネット経由でメールを受信できるものを登録してください。

また、メールの受信ができるよう、あらかじめ迷惑メール設定から解除、もしくは受信設定をしていただくようお願いいたします。

2章 基本的な操作

2.1 事業者番号を持っていない事業者が初めて利用する。（法第 115 条の 32 第 2 項（整備）関係の届出を初めて行う方）

(1) 「業務管理体制の整備に関する届出システム」のログイン画面にアクセスします。

<https://www.laicomea.org/laicomea/>

(2) 「業務管理体制の整備に関する届出システム」のログイン画面が表示されます。画面下部にある「新規に届出を行う場合は[こちら](#)」のリンクをクリックします。

業務管理体制の整備に関する届出システム

ログイン

ユーザIDとパスワードを入力し、ログインボタンをクリックして下さい。

ユーザID	
パスワード	

初めて本システムを利用される事業者の方へ：
新規に届出を行う場合は[こちら](#)
既に事業者番号(Aから始まる番号)をお持ちの場合は[こちら](#)
パスワードを忘れた方は[こちら](#)

(3) 法第 115 条の 32 第 2 項関係の届出記載内容等について連絡を行う場合の連絡先メールアドレスを入力し、「メール送信」ボタンをクリックします。

業務管理体制の整備に関する届出システム

新規届出入力

介護保険法第115条の32第2項（整備）に基づく業務管理体制に係る届出内容を入力してください。
本システムでは連絡にメールを使用します。
まずはじめに、連絡先メールアドレスを入力してください。

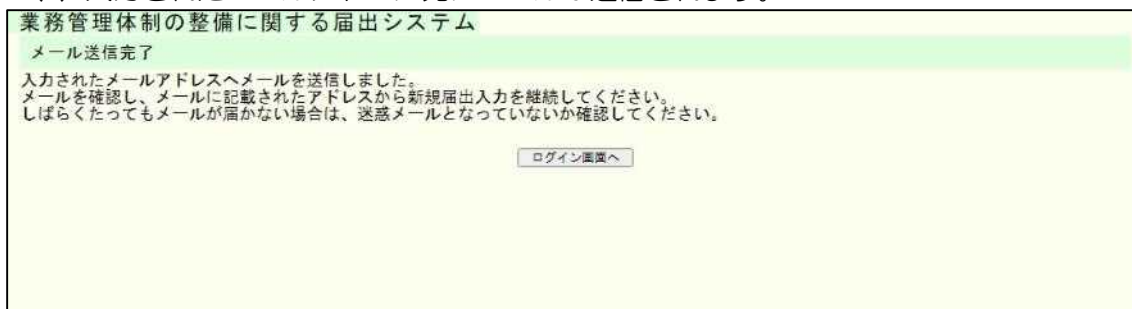
新規届出	
連絡先（必須）	メールアドレス
	メールアドレス（再入力）

注意

「メール送信」をクリックすると、メールが送信されます。

メールが届かない場合は「[メール受信についての注意事項](#)」を確認してください。

（4）入力されたメールアドレス宛にメールが送信されます。



注意

送信されたメールには法第 115 条の 32 第 2 項（整備）関係の届出入力画面の URL が記載されています。**発行された URL の有効期限は 60 分です。**発行から 60 分経過した後は、(1)からやり直してください。

なお、この時点ではユーザアカウントは発行されず、届出後に仮ユーザアカウントが発行され、届出受付完了後（行政機関の届出内容の確認後）に正式なユーザアカウントが発行されます。

※メールを受信し、メールに記載された URL にアクセスした後の新規届出の入力手順については「[3.1 業務管理体制の整備に関する届出を行う。](#)」に記載しております。

2.2 事業者番号を持っている事業者が本システムに初めてログインする。（法第115条の32第4項届出先区分変更関係または法115条32第3項届出事項変更関係の届出を行う方）

(1) 「業務管理体制の整備に関する届出システム」のログイン画面にアクセスします。

<https://www.laicomea.org/laicomea/>

(2) 「業務管理体制の整備に関する届出システム」のログイン画面が表示されます。画面下部にある「既に事業者番号（Aから始まる番号）をお持ちの場合は[こちら](#)」のリンクをクリックします。

業務管理体制の整備に関する届出システム

ログイン

ユーザIDとパスワードを入力し、ログインボタンをクリックして下さい。

ユーザID	
パスワード	

ログイン

初めて本システムを利用される事業者の方へ：
新規に届出を行う場合は[こちら](#)
既に事業者番号(Aから始まる番号)をお持ちの場合は[こちら](#)
パスワードを忘れた方は[こちら](#)

- (3) A から始まる 17 桁の事業者（法人）番号と、法第 115 条の 32 第4項関係または法 115 条の 32 第 3 項関係の届出記載内容等について連絡を行う場合の連絡先を入力し、「確認」ボタンをクリックします。

業務管理体制の整備に関する届出システム

介護サービス事業者ユーザアカウント発行

登録内容を入力し、確認ボタンをクリックしてください。

事業者（法人）番号（ユーザID）（必須）		A
パスワード		※システムで自動的に決定されます。
事業者（法人）名称		※入力された事業者（法人）番号を元に、システムで自動的に決定されます。
連絡先	所属（必須）	
	フリガナ（必須）	
	氏名（必須）	
メールアドレス（必須）		
メールアドレス（確認用）（必須）		
電話番号（必須）		- -
		確認 戻る

注意

画面項目の入力規則に関しては以下のとおりです。

画面項目		入力規則
事業者（法人）番号（ユーザID）		16 桁の半角数字で入力してください
連絡先	所属	80 桁以内で入力してください
	フリガナ	80 桁以内のカタカナで入力してください
	氏名	80 桁以内で入力してください
メールアドレス		255 桁以内の半角英数字、またはピリオド（.）、アンダーバー（_）、ハイフン（-）、アットマーク（@）で入力してください。なお、先頭文字は半角英数字のみが入力可能です。
電話番号		ハイフン含めて 20 桁以内の半角数字で入力してください。なお、先頭文字は「0」のみが入力可能です。

(4) 入力内容確認画面が表示されます。入力内容を確認し、「実行」をクリックします。

業務管理体制の整備に関する届出システム

介護サービス事業者ユーザアカウント発行確認

以下の内容で登録いたしますがよろしいでしょうか。
お間違いのない場合は、実行ボタンをクリックしてください。

事業者（法人）番号（ユーザID）	A0700010961107210		
パスワード	※システムで自動的に決定されます。		
事業者（法人）名称 ※名称にお間違いのないか確認してください。	社団法人やゆよ		
連絡先	所属	総務部庶務課	
	フリガナ	コウセイタロウ	
	氏名	厚生太郎	
メールアドレス	kousei-tarou@example.com		
電話番号	011-111-1111		

注意

「実行」をクリックすると、メールが送信されます。

メールが届かない場合は「[メール受信についての注意事項](#)」を確認してください。

(5) これでユーザアカウントの発行は完了です。なお、画面に表示されたユーザIDとパスワードは、入力されたメールアドレス宛に通知されます。

続けてログインします。「ログイン画面へ」をクリックしてください。

業務管理体制の整備に関する届出システム

介護サービス事業者ユーザアカウント発行登録完了

以下の内容で登録しました。また、入力されたメールアドレスに登録完了通知メールを送信しました。
しばらくたってもメールが届かない場合は、迷惑メールとなっていないか確認してください。
また、メールが届かない原因として、入力されたメールアドレスに誤りがある可能性もございますので、
以下の「事業者（法人）番号（ユーザID）」と「パスワード」でログイン後、
「メニュー」から「連絡先変更」をクリックし、メールアドレスの確認、及び変更を行ってください。

事業者（法人）番号（ユーザID）	A0700010961107210		
パスワード	R1r0JJT0		
事業者（法人）名称	社団法人やゆよ		
連絡先	所属	総務部庶務課	
	フリガナ	コウセイタロウ	
	氏名	厚生太郎	
メールアドレス	kousei-tarou@example.com		
電話番号	011-111-1111		

メモ

登録した連絡先やメールアドレス、電話番号を変更する場合はログイン後、メニュー画面左側のメニューバーにある「連絡先変更」のリンクをクリックし、変更してください。

※手順については「[5.1 連絡先を変更する。](#)」を参照してください。

- (6) 「業務管理体制の整備に関する届出システム」のログイン画面が表示されます。システムのユーザID とパスワードを入力して「ログイン」します。

業務管理体制の整備に関する届出システム

ログイン

ユーザIDとパスワードを入力し、ログインボタンをクリックして下さい。

ユーザID	
パスワード	

初めて本システムを利用される事業者の方へ：
新規に届出を行う場合は[こちら](#)
既に事業者番号(Aから始まる番号)をお持ちの場合は[こちら](#)
パスワードを忘れた方は[こちら](#)

2.3 パスワードを忘れてしまったため、パスワードを再発行する。

(1) 「業務管理体制の整備に関する届出システム」のログイン画面にアクセスします。

<https://www.laicomea.org/laicomea/>

(2) 「業務管理体制の整備に関する届出システム」のログイン画面が表示されます。画面下部にある「パスワードを忘れた方は[こちら](#)」のリンクをクリックします。

業務管理体制の整備に関する届出システム

ログイン

ユーザIDとパスワードを入力し、ログインボタンをクリックして下さい。

ユーザID	
パスワード	

ログイン

初めて本システムを利用される事業者の方へ：
 新規に届出を行う場合は[こちら](#)
 既に事業者番号(Aから始まる番号)をお持ちの場合は[こちら](#)
 パスワードを忘れた方は[こちら](#)

(3) A から始まる 17 桁の事業者番号と、連絡先として登録したメールアドレスを入力し、「パスワード再発行」をクリックします。

業務管理体制の整備に関する届出システム

パスワード再発行

ログインパスワードの再発行を行います。
 事業者(法人)番号と登録済みのメールアドレスを入力してください。

事業者(法人)番号(必須)	
登録済みメールアドレス(必須)	

パスワード再発行

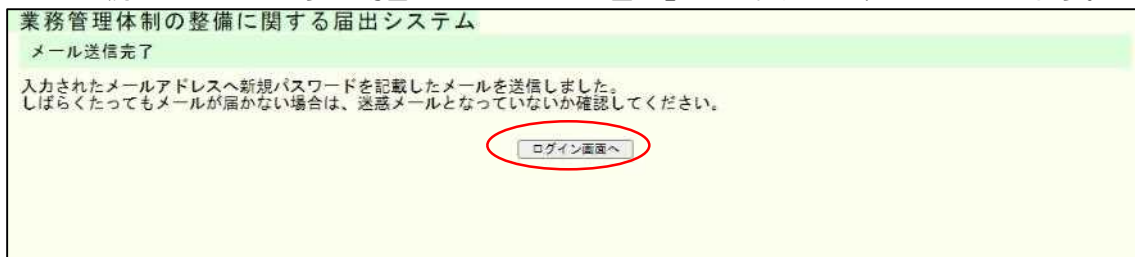
注意

「パスワード再発行」をクリックすると、メールが送信されます。
 メールが届かない場合は「[メール受信についての注意事項](#)」を確認してください。

（4）これでパスワードの再発行は完了です。

再発行したパスワードは、登録されたメールアドレス宛に通知されます。

続けてログインする場合は「ログイン画面へ」をクリックし、ログインします。



2.4 ログインする。

- (1) 「業務管理体制の整備に関する届出システム」のログイン画面にアクセスします。

<https://www.laicomea.org/laicomea/>

- (2) 「業務管理体制の整備に関する届出システム」のログイン画面が表示されます。システムのユーザIDとパスワードを入力して「ログイン」します。

業務管理体制の整備に関する届出システム

ログイン

ユーザIDとパスワードを入力し、ログインボタンをクリックして下さい。

ユーザID	
パスワード	

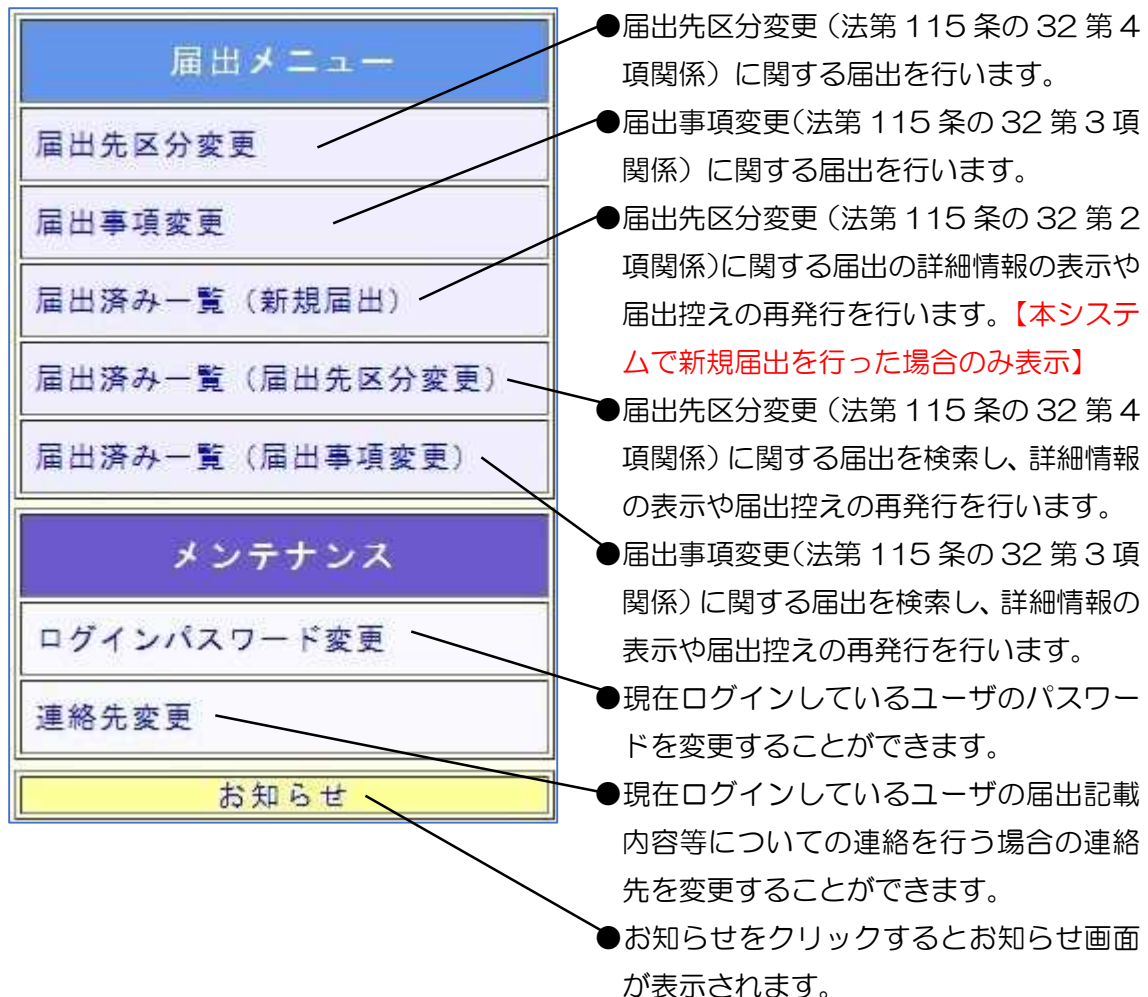
初めて本システムを利用される事業者の方へ：
 新規に届出を行う場合は[こちら](#)
 既に事業者番号(Aから始まる番号)をお持ちの場合は[こちら](#)
 パスワードを忘れた方は[こちら](#)

2.5 ログイン後の画面の見方。



※システムのそれぞれの機能は、メニュー画面の左側にある「メニュー」から起動することができます。

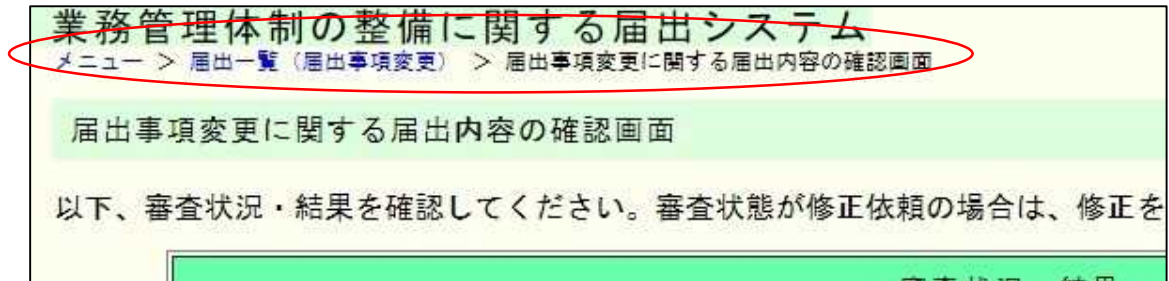
- (1) メニュー画面左側のメニューバーにあるリンクをクリックすると、それぞれの機能呼び出すことができます。以下の機能があります。



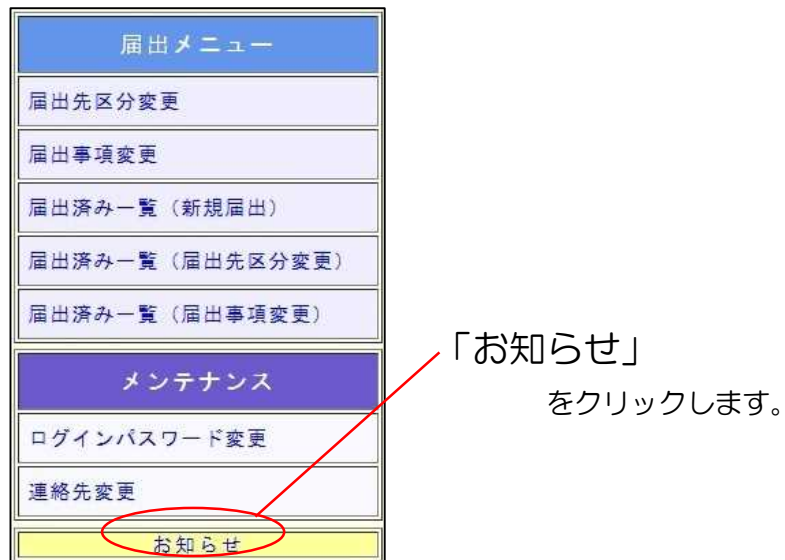
※画面移動後、画面の上部左にある「ナビ」から移動することができます。

- (2) 画面上部左にメニューから現在表示されている画面までの移動状況が表示されます。
リンクをクリックすると、それぞれの画面に移動することができます。

※ログイン画面、メニュー画面には表示されません。



2.6 お知らせ画面を見る。



(1) システムや制度などに関するお知らせ情報を表示します。

業務管理体制の整備に関する届出システム

■ お知らせ ■

操作マニュアルが更新されました。

■ ダウンロード ■

自治体コード一覧	登録されている全国の自治体コードの一覧を見ることができます。 所在地番号などを登録する際の参考としてください。 市町村合併に伴うコード変更一覧は こちら から確認できます。
操作マニュアル	業務管理体制の整備に関する届出システムの操作マニュアルをダウンロード することができます。 操作方法を確認する場合等に利用してください。 ※ 操作マニュアルを見るためには、「Adobe Reader(R)」が必要です。
質問・情報提供	業務管理体制の整備に関する届出システムに関する連絡先・質問票・よくあ るQ & Aが掲載されています。 また厚生労働省からの情報提供についても掲載されています。

閉じる

自治体コード一覧、操作マニュアル、連絡先（質問票）などをダウンロードすることが
できます。

(2) 終了する場合は「閉じる」をクリックします。

2.7 ログインパスワードを変更する。

届出メニュー
届出先区分変更
届出事項変更
届出済み一覧（新規届出）
届出済み一覧（届出先区分変更）
届出済み一覧（届出事項変更）
メンテナンス
ログインパスワード変更
連絡先変更
お知らせ

「ログインパスワード変更」
をクリックします。

- (1) 現在ログインしているユーザのパスワードを変更します。「新しいパスワード」を2箇所正しく入力して、「実行」をクリックします。

業務管理体制の整備に関する届出システム

メニュー > ログインパスワード変更

ログインパスワード変更

変更データを入力して下さい。

新しいパスワード（必須）

（確認用）

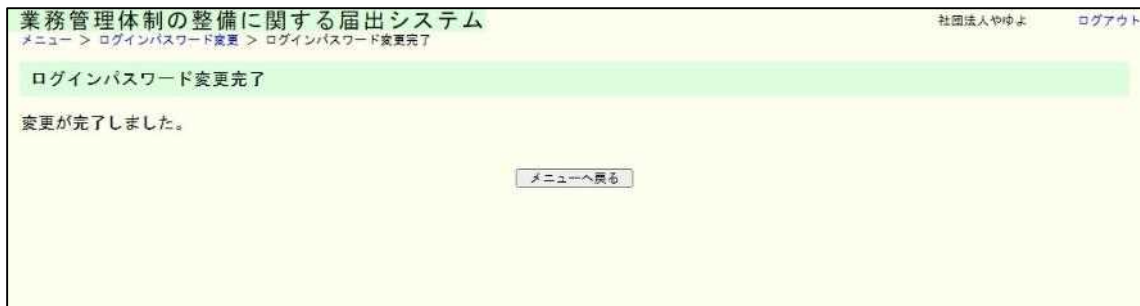
パスワードの入力規則

- ・使用できる文字はアルファベット半角大文字、半角小文字、半角数字です。記号は使用できません。
- ・アルファベットと数字を必ず混在させて下さい。
- ・6文字以上、12文字以下で入力して下さい。

実行

戻る

- (2) パスワードを変更しました。次回から新しいパスワードでログインすることができます。（古いパスワードは使用できなくなります。）



3章 届出

3.1 業務管理体制の整備に関する届出を行う。（事業者番号を持っていない事業者が初めて届出を行う場合）

※届出入力画面へアクセスする URL を発行する必要があります。URL が記載されたメールの受信方法は「[2.1 事業者番号を持っていない事業者が初めて利用する。（法第 115 条の 32 第 2 項（整備）関係の届出を初めて行う方）](#)」を確認してください。

(1) 業務管理体制の整備に関する届出の入力画面の URL にアクセスします。

なお、URL の有効期限は発行から 60 分です。

発行から 60 分経過した後は、URL の再発行（[2.1 事業者番号を持っていない事業者が初めて利用する。（法第 115 条の 32 第 2 項（整備）関係の届出を初めて行う方）](#)）を行う必要があります。

- (2) 業務管理体制の整備に関する届出の入力画面が表示されます。
必要事項を入力し、「確認」ボタンを押してください。

業務管理体制の整備に関する届出システム

新規届出入力

介護保険法第115条の32第2項（整備）に基づく業務管理体制に係る届出内容を入力してください。

届出先	☐ 本省	厚生労働省（本省）
	☐ 都道府県	
	☐ 市区町村	

新規届出				
事業者	名称	名称（フリガナ）（必須）		
		名称（漢字）（必須）		
	主たる事務所の所在地	郵便番号（必須）	〒	
		住所（必須）		
		ビル名称		
		電話番号（必須）		
		FAX番号		
	法人の種類（必須）			
	代表者	氏名（フリガナ）（必須）		
		氏名（漢字）（必須）		
		職名（必須）		
		生年月日（必須）	令和	年
代表者の住所	郵便番号（必須）	〒		
	住所（必須）			
	ビル名称			

事業所名称等及び所在地（必須）

提出方法 ※事業所の数が20以上の場合はCSVで提出してください。 ☐ フォームで提出 ☐ CSVで提出

事業所の数

No	事業所名称	サービス種別	指定（許可）年月日	介護保険事業所番号 （医療機関等コード）	所在地

事業所を追加

提出用CSVダウンロード [ダウンロード](#)

CSVアップロード [ファイルの選択](#) ファイルが選択されていません

介護保険法施行規定第140条の40第1項第2号から第4号に基づく届出事項	第2号	法令遵守責任者の氏名（フリガナ）（必須）			
		法令遵守責任者の氏名（漢字）（必須）			
		法令遵守責任者の生年月日（必須）	令和	年	月
	第3号	業務が法令に適合することを確保するための規定の概要	ファイルの選択 ファイルが選択されていません		
第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要	ファイルの選択 ファイルが選択されていません			

連絡先	所属（必須）	
	氏名（フリガナ）（必須）	
	氏名（漢字）（必須）	
	メールアドレス	todo@sample@example.com
	電話番号（必須）	

[確認](#)

※「事業所名称等及び所在地」をCSVで提出する場合の入力方法は「[6.1 「事業所名称等及び所在地」をCSVで提出する。](#)」を確認してください。

(3) 新規届出入力確認画面が表示されます。

内容を確認し、表示された内容が正しければ「完了」ボタンをクリックします。

内容に誤りがあれば、「戻る」ボタンをクリックし、修正してください。

業務管理体制の整備に関する届出システム

新規届出入力

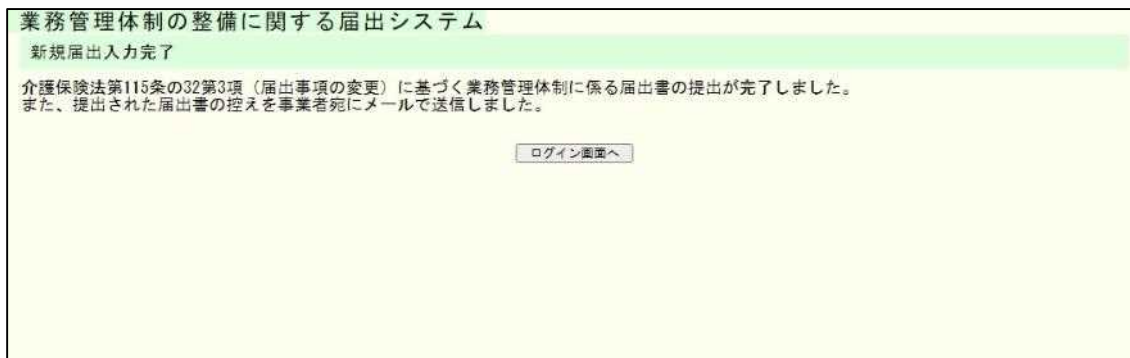
介護保険法第115条の32第2項（整備）に基づく業務管理体制に係る届出内容を確認してください。

届出先		厚生労働省（本省）			
新規届出					
事業者	名称	名称（フリガナ）	カブシキガイシャヤユヨ		
		名称（漢字）	株式会社やゆよ		
	主たる事務所の所在地	郵便番号	〒064-0941		
		住所	北海道札幌市〇〇××□□1-1-1		
		ビル名称	さっぽろビルディング101号		
		電話番号	011-111-1111		
	法人の種類	FAX番号	011-111-1112		
		法人の種類	医療法人		
	代表者	氏名（フリガナ）	ダイヒョウイチロウ		
		氏名（漢字）	代表一郎		
		職名	取締役		
		生年月日	昭和42年12月12日		
代表者の住所	郵便番号	〒064-0941			
	住所	北海道札幌市〇〇××□□1-1-1			
	ビル名称	さっぽろビルディング301号			
事業所名称等及び所在地	提出方法	フォームで提出			
	事業所の数	3			
	事業所名称	サービス種別	指定（許可）年月日	介護保険事業所番号（医療機関等コード）	所在地
	さっぽろ介護 〇〇事業所	短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	令和04年12月01日	0194723190	北海道〇〇□□××1-1-1 さっぽろビルディング101号
	さっぽろ介護 ××事業所	短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	令和04年12月01日	0194723190	北海道〇〇□□××1-1-1 さっぽろビルディング101号
介護保険法施行規定第140条の4第1項第2号から第4号に基づく届出事項	第2号	法令遵守責任者の氏名（フリガナ）	ホウレイジュンシ		
		法令遵守責任者の氏名（漢字）	法令淳氏		
		法令遵守責任者の生年月日	昭和41年01月01日		
	第3号	業務が法令に適合することを確保するための規定の概要			
	第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要			
連絡先	所属	総務部庶務課			
	氏名（フリガナ）	レンラクケイコ			
	氏名（漢字）	連絡恵子			
	メールアドレス	todokede.sample@example.com			
	電話番号	011-111-1111			

完了 戻る

（4）これで届出は完了です。

なお、登録した連絡先メールアドレスに届出控えとなるメールが送信されます。



注意

本画面に遷移する際、控えメールが送信されます。

メールが届かない場合は「[メール受信についての注意事項](#)」を確認してください。

なお、届出控えを再発行することはできますが、再発行するには届出が届出先により受付完了とされ、ユーザアカウントが発行される必要があります。ユーザアカウントが発行された後の控えの再発行の手順については「[業務管理体制の整備に関する届出を確認する](#)」をご確認ください。

3.2 業務管理体制の整備に関する届出を修正する。

※届出内容の修正は届出先により修正依頼が届いた場合のみ可能です。届出先より修正依頼が届いた場合は登録したメールアドレスメール宛にて通知されます。

- (1) 届出修正依頼のメールに記載された URL（ログイン画面）にアクセスします。修正依頼の通知メールに記載された届出番号とシステムに登録したメールアドレス、パスワードを入力し、「ログイン」します。

業務管理体制の整備に関する届出システム

ログイン

届出番号、メールアドレス及びパスワードを入力し、ログインボタンをクリックしてください。

届出番号	
メールアドレス	
パスワード	

ログイン

注意

- ① メールで通知された「届出番号」および「パスワード」は正式なユーザアカウント ID 及びパスワードではありません。正式なユーザアカウントは届出が受付された際に登録されたメールアドレス宛に通知されます。
- ② 修正依頼が届いた際はログインできますが、修正完了した後は本画面からログインできなくなります。

- (2) 「修正依頼理由」を確認の上、該当の項目の入力内容を修正し、「確認」ボタンをクリックします。

業務管理体制の整備に関する届出システム ログアウト

新規届出更新入力

介護保険法第115条の32第2項（整備）に基づく業務管理体制に係る届出内容を入力してください。

審査状況・結果		
審査状況	審査状態	修正依頼理由
	審査状態が修正依頼である場合	審査依頼理由

届出先 ◎ 本省 厚生労働省（本省）

☐ 都道府県

☐ 市区町村

新規届出

事業者	名称	名称（フリガナ）（必須）	カブシキガイシャ
		名称（漢字）（必須）	株式会社やゆよ
	主たる事務所の所在地	郵便番号（必須）	〒064- 0941
		住所（必須）	北海道札幌市〇〇××〇〇1-1-1
		ビル名称	さっぽろビルディング101号
		電話番号（必須）	011- 1111- 1111
		FAX番号	011- 1111- 1112
	法人の種類（必須）	医療法人	
	代表者	氏名（フリガナ）（必須）	ダイヒョウイチロウ
		氏名（漢字）（必須）	代表一郎
職名（必須）		取締役	
代表者の住所	生年月日（必須）	昭和 42年 12月 12日	
	郵便番号（必須）	〒064- 0941	
	住所（必須）	北海道札幌市〇〇××〇〇1-1-1	
	ビル名称	さっぽろビルディング301号	

事業所名称等及び所在地（必須）

提出方法 ☒ 事業所の数が20以上の場合はCSVで提出してください。 ☐ フォームで提出 ☐ CSVで提出

事業所の数 3

No.	事業所名称	サービス種別	指定（許可）年月日	介護保険事業所番号 （医療機関等コード）	所在地
1	さっぽろ介護 〇〇事業所	短期入所療養介護（介護療養）	令和 4年 12月 1日	0194723190	北海道〇〇〇〇××1-1-1
2	さっぽろ介護 ××事業所	短期入所療養介護（介護療養）	令和 4年 12月 1日	0194723190	北海道〇〇〇〇××1-1-1
3	さっぽろ介護 △△事業所	介護予防短期入所療養介護	令和 4年 12月 1日	0194723190	北海道〇〇〇〇××1-1-1

事業所を追加

提出用CSVダウンロード ダウンロード

CSVアップロード ファイルの選択 ファイルが選択されていません

介護保険法施行規定第140条の40第1項第2号から第4号に基づく届出事項	第2号	法令遵守責任者の氏名（フリガナ）（必須）	ホウレイジュンシ
		法令遵守責任者の氏名（漢字）（必須）	法令守氏
		法令遵守責任者の生年月日（必須）	昭和 41年 1月 1日
	第3号	事業が法令に適合することを確保するための規程の概要	☐ 変更あり ファイルの選択 ファイルが選択されていません
連絡先	第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要	☐ 変更あり ファイルの選択 ファイルが選択されていません
	所属（必須）	総務部庶務課	
	氏名（フリガナ）（必須）	レンタクケイコ	
	氏名（漢字）（必須）	連絡子	
	メールアドレス	todokete.sample@example.com	
	電話番号（必須）	011- 1111- 1111	

確認

(3) 入力内容を確認し、「完了」ボタンをクリックしてください。

業務管理体制の整備に関する届出システム

ログアウト

新規届出更新入力

介護保険法第115条の32第2項（整備）に基づく業務管理体制に係る届出内容を確認してください。

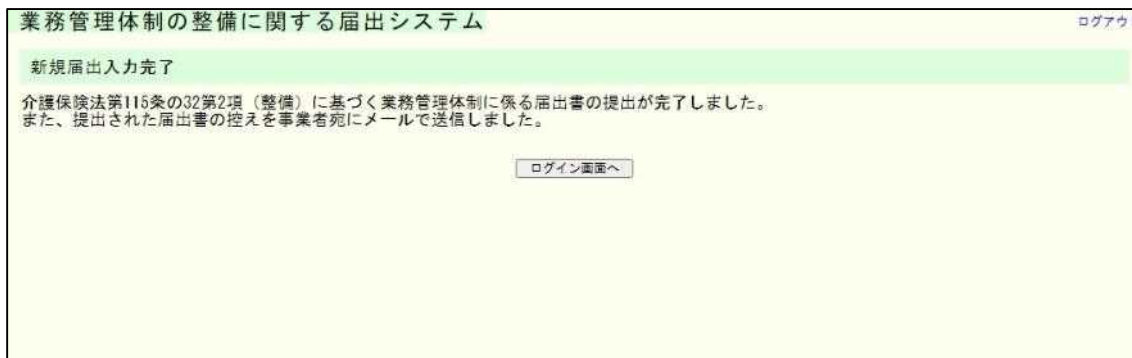
届出先		厚生労働省（本省）			
新規届出					
事業者	名称	名称（フリガナ）	カブシキガイシャヤユヨ		
		名称（漢字）	株式会社やゆよ		
	主たる事務所の所在地	郵便番号	〒064-0941		
		住所	北海道札幌市〇〇××□□1-1-1		
		ビル名称	さっぽろビルディング101号		
		電話番号	011-111-1111		
	FAX番号	011-111-1112			
	法人の種類	医療法人			
	代表者	氏名（フリガナ）	ダイヒョウイチロウ		
		氏名（漢字）	代表一郎		
		職名	取締役		
		生年月日	昭和42年12月12日		
	代表者の住所	郵便番号	〒064-0941		
住所		北海道札幌市〇〇××□□1-1-1			
ビル名称		さっぽろビルディング301号			
事業所名称等及び所在地	提出方法		フォームで提出		
	事業所の数		3		
	事業所名称	サービス種別	指定（許可）年月日	介護保険事業所番号（医療機関等コード）	所在地
	さっぽろ介護 〇〇事業所	短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	令和04年12月01日	0194723190	北海道〇〇□□××1-1-1 さっぽろビルディング101号
	さっぽろ介護 ××事業所	短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	令和04年12月01日	0194723190	北海道〇〇□□××1-1-1 さっぽろビルディング101号
さっぽろ介護 △△事業所	介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	令和04年12月01日	0194723190	北海道〇〇□□××1-1-1 さっぽろビルディング101号	
介護保険法施行様第140条の40第1項第2号から第4号に基づく届出事項	第2号	法令遵守責任者の氏名（フリガナ）	ホウレイジュンシ		
		法令遵守責任者の氏名（漢字）	法令厚氏		
		法令遵守責任者の生年月日	昭和41年01月01日		
	第3号	業務が法令に適合することを確保するための規定の概要			
	第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要			
連絡先	所属	総務部庶務課			
	氏名（フリガナ）	レンラクケイコ			
	氏名（漢字）	連絡恵子			
	メールアドレス	todokede.sample@example.com			
	電話番号	011-111-1111			

完了

戻る

(4) これで届出内容の修正は完了です。

なお、登録した連絡先メールアドレスに届出控えとなるメールが送信されます。



注意

本画面に遷移する際、控えメールが送信されます。

メールが届かない場合は「[メール受信についての注意事項](#)」を確認してください。

なお、届出控えを再発行することはできますが、再発行するには届出が届出先により受付完了とされ、ユーザアカウントが発行される必要があります。ユーザアカウントが発行された後の控えの再発行の手順については「[業務管理体制の整備に関する届出を確認する](#)」をご確認ください。

3.3 業務管理体制の整備に関する届出（届出先区分変更）を行う。

届出メニュー
届出先区分変更
届出事項変更
届出済み一覧（新規届出）
届出済み一覧（届出先区分変更）
届出済み一覧（届出事項変更）
メンテナンス
ログインパスワード変更
連絡先変更
お知らせ

「届出先区分変更」
をクリックします。

- (1) 届出先区分変更入力画面が表示されます。
- 必要事項を入力し、「確認」ボタンを押してください。

業務管理体制の整備に関する届出システム

株式会社やゆよ ログアウト

メニュー > 届出先区分変更入力

届出先区分変更入力

介護保険法第115条の32第4項（区分の変更）に基づく業務管理体制に係る届出内容を入力してください。
なお、以下の入力により区分変更前行政機関と区分変更後行政機関の両方に届出が可能です。

連絡先 ※内容に誤りがある場合は、 マニュアルを参照して 正しい入力を行ってください。	所属	税務部庶務課		
	氏名（フリガナ）	レンラクケイコ		
	氏名（漢字）	蓮絡恵子		
	メールアドレス	todokado.sample@example.com		
	電話番号	011-111-1111		

区分変更前届出先	北海道		
区分変更後届出先 （必須）	☒ 本省	厚生労働省（本省）	
	☐ 都道府県		
	☐ 市区町村		

届出先区分変更

事業者	主たる事務所の所在地	名称	名称（フリガナ）（必須）					
			名称（漢字）（必須）	株式会社やゆよ				
		郵便番号（必須）	〒		-			
			住所（必須）	北海道札幌市〇〇××〇〇1-1-1				
			ビル名称					
			電話番号（必須）		-			
	FAX番号		-					
	法人の種類別（必須）	法人の種類別（必須）		医療法人				
		代表者	氏名（フリガナ）（必須）					
			氏名（漢字）（必須）	代表一郎				
	職名（必須）		取締役					
	生年月日（必須）		昭和	42	年	12	月	12
	代表者の住所	郵便番号（必須）	〒		-			
		住所（必須）						
		ビル名称						

事業所名称等及び所在地（必須）

提出方法 ※事業所の数が20以上の場合はCSVで提出してください。 ☐ フォームで提出 ☐ CSVで提出

事業所の数

No	事業所名称	サービス種別	指定（許可）年月日	介護保険事業所番号 （医療機関等コード）	所在地
1	さっぽろ介護 〇〇事業所	短期入所療養介護（介護療養）	令和 4 年 12 月 1 日	0194723190	北海道〇〇〇〇××1-1
2	さっぽろ介護 ××事業所	短期入所療養介護（介護療養）	令和 4 年 12 月 1 日	0194723190	北海道〇〇〇〇××1-1
3	さっぽろ介護 △△事業所	介護予防短期入所療養介護	令和 4 年 12 月 1 日	0194723190	北海道〇〇〇〇××1-1

事業所を追加

提出用CSVダウンロード

CSVアップロード

ファイルの選択

ファイルが選択されていません

介護保険法施行規定第140条の4第1項第2号から第4号に基づく届出事項	第2号	法令遵守責任者の氏名（フリガナ）（必須）							
		法令遵守責任者の氏名（漢字）（必須）	法令守氏						
		法令遵守責任者の生年月日（必須）	昭和	41	年	1	月	1	日
	第3号	業務が法令に適合することを確保するための基本的取組	ファイルの選択	ファイルが選択されていません					
第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要	ファイルの選択	ファイルが選択されていません						

区分変更

区分変更前行政機関名称、担当部（局）課（必須）							
事業者（法人）番号（必須）	A0274681205001100						
区分変更の理由（必須）							
区分変更後行政機関名称、担当部（局）課（必須）							
区分変更日（必須）	令和		年		月		日

確認 戻る

留意点

届出先区分変更の入力画面の初期値は、紙面やメールによる届出も含めた届出データを管理しているシステム（本システムとは別システム）に登録されている最新の値が入力されています。ただし、事業所名称及び所在地については、本システムでの前回の届出時にフォーム入力だった場合、または CSV で届出をしたが事業所の数が 19 件以下の場合のみ、フォームに前回届出内容が初期値として表示されます。それ以外の場合で前回 CSV により届出をした場合は、「提出用 CSV ダウンロード」よりダウンロードした CSV に前回届出内容が記載されております。

届出に関する連絡先については届出先区分変更の入力画面から行うことができないため、事前に変更する必要があります。連絡先の変更方法については「[5.1 連絡先を変更する](#)」をご確認ください。

「事業所名称等及び所在地」を CSV で提出する場合の入力方法は「[6.1 「事業所名称等及び所在地」を CSV で提出する。](#)」を確認してください。

(2) 届出先区分変更入力確認画面が表示されます。

申請内容を確認し、「完了」ボタンを押してください。

業務管理体制の整備に関する届出システム 株式会社 ゆまろ ログアウト

届出先区分変更入力

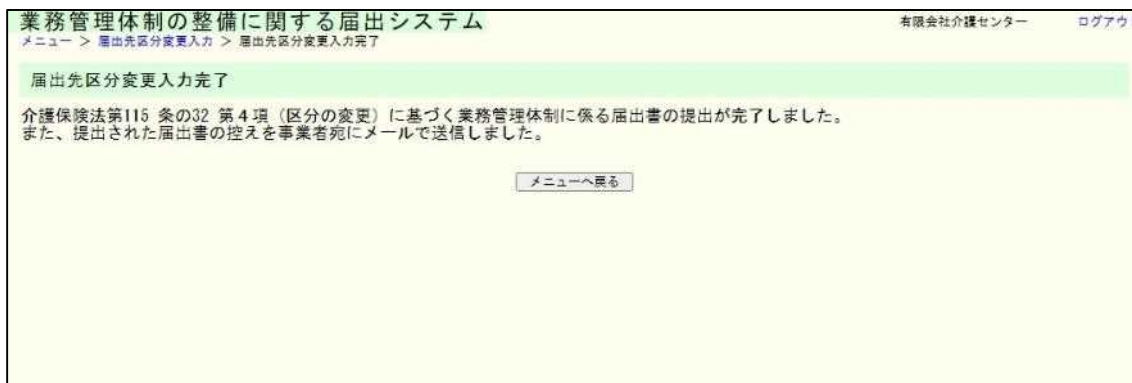
以下の入力内容を確認してください。なお、区分変更前行政機関と区分変更行政機関に提出されるそれぞれの届出の形式で表示しています。

区分変更前行政機関に提出される届出			
届出先	北海道		
事業者	名称	名称（フリガナ）	カブシキガイシャ ユマロ
		名称（漢字）	株式会社 ゆまろ
	代表者	氏名（フリガナ）	ダイヒキウイチロウ
		氏名（漢字）	代表一航
区分変更	区分変更行政機関名称、担当部（課）	北海道保健福祉部高齢者支援高齢者保健福祉課	
	事業者（法人）番号	A0274861200001100	
	区分変更の理由	若年層および若年層に特化した介護（介護療養型医療施設等）の介護サービス事業所の指定を受けたため	
	区分変更後行政機関名称、担当部（課）	厚生労働省を管轄他府県 介護保険部福祉 介護管理課	
区分変更日	令和05年01月05日		
連絡先	所属	総務部総務課	
	氏名（フリガナ）	レンラクケイコ	
	氏名（漢字）	渡辺 京子	
	メールアドレス	700k@yuma.com@yuma.jp	
電話番号	011-111-1111		

区分変更後行政機関に提出される届出				
届出先	厚生労働省（本省）			
事業者	名称	名称（フリガナ）	カブシキガイシャ ユマロ	
		名称（漢字）	株式会社 ゆまろ	
	主たる事業所の所在地	郵便番号	〒064-0941	
		住所	北海道札幌市〇〇×〇〇1-1-1	
		ビル名称	さっぽろビルディング101号	
		電話番号	011-111-1111	
		FAX番号	011-111-1112	
	法人の種類	国庫法人		
	代表者	氏名（フリガナ）	ダイヒキウイチロウ	
		氏名（漢字）	代表一航	
職名		取締役		
生年月日		昭和42年12月12日		
代表者の住所	郵便番号	〒064-0941		
	住所	北海道札幌市〇〇×〇〇1-1-1		
	ビル名称	さっぽろビルディング101号		
事業所名称等及び所在地	提出方法	フォームで提出		
	事業所の数	5		
	事業所名称	サービス種別	指定（許可）年月日	介護保険事業所番号（介護保険番号）
	さっぽろ介護 〇〇事業所	認知症介護型介護（介護療養型医療施設等）	令和04年12月01日	0194723190
	さっぽろ介護 ××事業所	認知症介護型介護（介護療養型医療施設等）	令和04年12月01日	0194723190
	さっぽろ介護 △△事業所	介護予防認知症介護（介護療養型医療施設等）	令和04年12月01日	0194723190
	さっぽろ介護 東京事業所	認知症介護型介護（介護療養型医療施設等）	令和05年01月01日	1302634710
	さっぽろ介護 関西事業所	認知症介護型介護（介護療養型医療施設等）	令和05年01月01日	2803473912
	介護提供は開始後12月31日までに完了すること	管2号	指定介護事業者の氏名（漢字）	指定介護
			指定介護事業者の生年月日	昭和41年01月01日
管3号		事業所の指定を受けるための指定の要請		
管4号		事業所の指定を受けるための指定の要請		
区分変更	区分変更行政機関名称、担当部（課）	北海道保健福祉部高齢者支援高齢者保健福祉課		
	事業者（法人）番号	A0274861200001100		
	区分変更の理由	若年層および若年層に特化した介護（介護療養型医療施設等）の介護サービス事業所の指定を受けたため		
	区分変更後行政機関名称、担当部（課）	厚生労働省を管轄他府県 介護保険部福祉 介護管理課		
区分変更日	令和05年01月05日			
連絡先	所属	総務部総務課		
	氏名（フリガナ）	レンラクケイコ		
	氏名（漢字）	渡辺 京子		
	メールアドレス	700k@yuma.com@yuma.jp		
電話番号	011-111-1111			

(3) 届出先区分変更入力完了画面が表示されます。

なお、登録した連絡先メールアドレスに届出控えとなるメールが送信されます。



注意

- ① 届出先区分変更入力完了画面に移動したタイミングで、変更前所管と変更後所管の両方に届出が行われます。変更前所管への別途届出は不要です。
- ② 本画面に遷移する際、控えメールが送信されます。
メールが届かない場合は「[メール受信についての注意事項](#)」を確認してください。

なお、届出控えを再発行することは可能です。再発行の手順については「[4.2 業務管理体制の整備に関する届出（届出先区分変更）を確認する](#)」をご確認ください。

3.4 業務管理体制の整備に関する届出（届出先区分変更）を修正する。

※届出内容の修正は届出先により修正依頼が届いた場合のみ可能です。届出先より修正依頼が届いたことはメールにて通知されます。

届出メニュー
届出先区分変更
届出事項変更
届出済み一覧（新規届出）
届出済み一覧（届出先区分変更）
届出済み一覧（届出事項変更）
メンテナンス
ログインパスワード変更
連絡先変更
お知らせ

「届出済み一覧（届出先区分変更）」をクリックします。

- (1) 届出先区分変更の届出一覧が表示されます。修正依頼が届いている届出の「確認」ボタンをクリックします。

業務管理体制の整備に関する届出システム

メニュー > 届出一覧（届出先区分変更）

届出一覧（届出先区分変更）

詳細を確認するデータを選択して下さい。

前ページ 次ページ 戻る

1件中 1-1件

No	届出日	審査状態	変更前所管	変更後所管	基本番号	名称	
1	令和05年01月25日	後所管修正依頼	北海道	北海道札幌市	A7403238593	有限会社介護センター	確認

前ページ 次ページ 戻る

- (2) 届出内容の確認画面が表示されます。
- 【修正画面へ移動する】をクリックします。

業務管理体制の整備に関する届出システム
メニュー 届出一覧 届出内容確認画面 届出内容確認画面

届出内容の確認画面

以下、審査状況・結果を確認してください。審査状況が修正依頼の場合は、修正を行い、再度届出を提出してください。

審査状況・結果		
審査状況	審査結果	修正依頼 修正依頼理由
審査結果	審査結果が審査完了である場合	発行された審査票（法 令）番号

以下、区分変更前行政機関ならびに区分変更後行政機関へ提出された届出内容を表示しています。
届出内容の控えを再発行する場合は、ページ下部のメール送信ボタンをクリックしてください。

区分変更前行政機関に提出される届出

届出者		名称		住所
事業者	名称（フリガナ）	名称（フリガナ）	カブシキガイシャヤムコ	〒004-0041 北海道札幌市中央区南一条西五丁目10番1号
		名称（漢字）	株式会社ヤムコ	
	代表者	氏名（フリガナ）	ダイニョウイチロウ	
		氏名（漢字）	代表一郎	
区分変更	区分変更行政機関名称、所在地（英） 語	北海道保健福祉部保健衛生政策課保健衛生政策課		
	事業番号（法人） 番号	A027468120001100		
	区分変更の理由	東京都および兵庫県にて指定入所療養介護（介護療養型医療施設等）の介護サービス事業の指定を受けたため。		
	区分変更後行政機関名称、所在地（英） 語	東京都保健福祉部保健衛生政策課保健衛生政策課		
連絡先	所属	総務部庶務課		
	氏名（フリガナ）	レンタクアキコ		
	氏名（漢字）	連絡先		
	メールアドレス	tobikodo@example.com		
電話番号	011-111-1111			

区分変更後行政機関に提出される届出

届出者		名称		住所
事業者	名称（フリガナ）	名称（フリガナ）	カブシキガイシャヤムコ	〒004-0041 北海道札幌市中央区南一条西五丁目10番1号
		名称（漢字）	株式会社ヤムコ	
	代表者	氏名（フリガナ）	ダイニョウイチロウ	
		氏名（漢字）	代表一郎	
区分変更	区分変更行政機関名称、所在地（英） 語	北海道保健福祉部保健衛生政策課保健衛生政策課		
	事業番号（法人） 番号	A027468120001100		
	区分変更の理由	東京都および兵庫県にて指定入所療養介護（介護療養型医療施設等）の介護サービス事業の指定を受けたため。		
	区分変更後行政機関名称、所在地（英） 語	東京都保健福祉部保健衛生政策課保健衛生政策課		
連絡先	所属	総務部庶務課		
	氏名（フリガナ）	レンタクアキコ		
	氏名（漢字）	連絡先		
	メールアドレス	tobikodo@example.com		
電話番号	011-111-1111			

メール送信 戻る

3章

業務管理体制の整備に関する届出システム

メニュー > 届出一覧 > 届出先区分変更入力 > 届出内容の確認画面 > 届出先区分変更入力

様式会社や中よ ログアウト

届出先区分変更入力

介護保険法第115条の32第4項（区分の変更）に基づく業務管理体制に係る届出内容を入力してください。
なお、以下の入力により区分変更前行政機関と区分変更後行政機関の両方に届出が可能です。

審査状況・結果			
審査状況			
審査状況が成立した場合は	届出理由	またる事業所の所有地のビル名称は住所欄ではなく、ビル名 呼称に記載してください。	

区分変更前届出先		北海道
区分変更後届出先 (必須)	☒ 本省	厚生労働省(本省) ▼
	☐ 都道府県	▼
	☐ 市町村	▼

届出先区分変更

主たる事業所の所在地	名称(フリガナ) (必須)	カブシキガイシャエムロ	
	名称(漢字) (必須)	株式会社やちよ	
	郵便番号 (必須)	〒064 - - 0841	
	住所 (必須)	北海道札幌市○○××区1-1-1 まっぼろビルディング10	
	ビル名称		
	電話番号 (必須)	011 - 111 - 1111	
事業所	FAX番号	011 - 111 - 1112	
	法人の種類 (必須)	営利法人 ▼	
	代表者	氏名(フリガナ) (必須)	ダイヒョウイテロウ
		氏名(漢字) (必須)	代表一朗
職名 (必須)		取締役	
代表者の住所	生年月日 (必須)	昭和 ▼ / 42年 / 12月 / 12日	
	郵便番号 (必須)	〒064 - - 0841	
	住所 (必須)	北海道札幌市○○××区1-1-1	
	ビル名称	まっぼろビルディング101号	

事業所名称および所在地(必須)

提出方法 ☒ 事業所の数が10以上の場合はCSVで提出してください。 ☒ フォームで提出 ☐ CSVで提出

No	事業所名称	サービス種類	指定(都府) 年月日	介護福祉施設運営委員会 設置関係等コード	所在地
1	まっぼろ介護 ○○事業所	居老人介護療養型・介護療養型▼	令和 月 1日 4年 12	0194723190	北海道○○区○○××1-
2	まっぼろ介護 ××事業所	居老人介護療養型・介護療養型▼	令和 月 1日 4年 12	0194723190	北海道○○区○○××1-
3	まっぼろ介護 △△事業所	介護予防居老人介護療養型▼	令和 月 1日 4年 12	0194723190	北海道○○区○○××1-
4	まっぼろ介護 東京都事業所	居老人介護療養型・介護療養型▼	令和 月 1日 5年 1	1302614710	東京都○○区××△△1-
5	まっぼろ介護 関西事業所	居老人介護療養型・介護療養型▼	令和 月 1日 5年 1	2603473912	兵庫県○○×××××1-

事業所全通知

提出用CSVダウンロード [CSVダウンロード](#)

CSVアップロード ☐ 変更あり [ファイルの選択](#) ファイルが選択されています。

介護福祉施設運営委員会 設置関係等コード 140条の4第1項第5号から第7号に基づき提出する	第2号	法令遵守責任者の氏名(フリガナ) (必須)	ホウエイジュンシ
		法令遵守責任者の氏名(漢字) (必須)	法令遵守
		法令遵守責任者の生年月日 (必須)	昭和 ▼ / 41年 / 1月 / 1日
		貴団体が法令に適合することを確保するための取組の概要	☐ 変更あり ファイルの選択 ファイルが選択されていません。
	第3号	業務執行の統括の監督の方針の概要	☐ 変更あり ファイルの選択 ファイルが選択されていません。
区分変更	区分変更前行政機関名称、世帯部(局) 課 (必須)	北海道保健福祉部社会福祉政策推進課生活福祉課	
	事業者(法人) 番号 (必須)	A02J46612005D0100	
	区分変更の理由 (必須)	東京都および兵庫県にて居老人介護療養型(介護療養型医療施設等)の介護サービス事業所の増設を受けたため。	
	区分変更日 (必須)	令和 ▼ / 5年 / 1月 / 5日	
送付先	所属	総務部庶務課	
	氏名(フリガナ)	レンブクタイコ	
	氏名(漢字)	蓮根 太子	
	メールアドレス	todokede.sample@example.com	
	電話番号	011-111-1111	

(4) 入力内容を確認し、「完了」ボタンをクリックします。

業務管理体制の整備に関する届出システム
メニュー > 届出一覧 (届出区分変更) > 届出内容の確認画面 > 届出先区分変更入力

株式会社やまよ ログアウト

届出先区分変更入力

以下の入力内容を確認してください。なお、区分変更前行政機関と区分変更行政機関に提出されるそれぞれの届出の形式で表示しています。

区分変更前行政機関に提出される届出			
届出先	北海道		
事業者	名称	名称 (フリガナ)	カブシキガイシャやまよ
		名称 (漢字)	株式会社やまよ
	代表者	氏名 (フリガナ)	ダイヒョウイチロウ
		氏名 (漢字)	代表一郎
区分変更	区分変更前行政機関名称、担当部 (課)	北海道保健福祉部高齢者支援政策課高齢者保健福祉課	
	事業者 (法人) 番号	A0274881200001100	
	区分変更の理由	東京都および兵庫県にて知照入所療養介護 (介護療養型医療施設等) の介護サービス事業所の指定を受けたため。	
	区分変更後行政機関名称、担当部 (課)	厚生労働省老健局施設課 介護保険施設課 介護管理係	
	区分変更日	令和05年01月03日	
連絡先	所属	総務部総務課	
	氏名 (フリガナ)	レンタクケイコ	
	氏名 (漢字)	遠拓恵子	
	メールアドレス	todokede_sample@example.com	
	電話番号	011-111-1111	

区分変更後行政機関に提出される届出				
届出先	厚生労働省 (本部)			
事業者	名称	名称 (フリガナ)	カブシキガイシャやまよ	
		名称 (漢字)	株式会社やまよ	
	主たる事業所の所在地	郵便番号	〒094-0041	
		住所	北海道札幌市〇〇××〇〇1-1-1	
		ビル名称	さっぽろビルディング101号	
		電話番号	011-111-1111	
		FAX番号	011-111-1112	
	法人の種類	有限法人		
	代表者	氏名 (フリガナ)	ダイヒョウイチロウ	
			氏名 (漢字)	代表一郎
職名		取締役		
生年月日		昭和40年12月12日		
代表者の住所	郵便番号	〒094-0041		
	住所	北海道札幌市〇〇××〇〇1-1-1		
	ビル名称	さっぽろビルディング101号		
事業所名称及び所在地	提出方法	フォームで提出		
	事業所の数	5		
	事業所名称	サービス種別	指定 (許可) 年月日	介護保険事業所事業 (医療介護施設)
	さっぽろ介護 〇〇事業所	知照入所療養介護 (介護療養型医療施設等)	令和04年12月01日	0194720190
	さっぽろ介護 ××事業所	知照入所療養介護 (介護療養型医療施設等)	令和04年12月01日	0194720190
	さっぽろ介護 △△事業所	介護予防施設入所療養介護 (介護療養型医療施設等)	令和04年12月01日	0194720190
	さっぽろ介護 東京事業所	知照入所療養介護 (介護療養型医療施設等)	令和05年01月01日	1300304710
	さっぽろ介護 関西事業所	知照入所療養介護 (介護療養型医療施設等)	令和05年01月01日	2000473912
	介護保険施設施行規程第142条の40第1項第2号に基づく届出事項	法人番号	ホウレイジュンシ	
	第2号	法人番号責任者の氏名 (漢字)	法人番号	
第3号	法人番号責任者の生年月日	昭和41年01月01日		
第4号	業務が変更になることとなるための決断の要否			
区分変更	区分変更前行政機関名称、担当部 (課)	北海道保健福祉部高齢者支援政策課高齢者保健福祉課		
	事業者 (法人) 番号	A0274881200001100		
	区分変更の理由	東京都および兵庫県にて知照入所療養介護 (介護療養型医療施設等) の介護サービス事業所の指定を受けたため。		
	区分変更後行政機関名称、担当部 (課)	厚生労働省老健局施設課 介護保険施設課 介護管理係		
	区分変更日	令和05年01月03日		
連絡先	所属	総務部総務課		
	氏名 (フリガナ)	レンタクケイコ		
	氏名 (漢字)	遠拓恵子		
	メールアドレス	todokede_sample@example.com		
	電話番号	011-111-1111		

(5) 届出先区分変更入力完了画面が表示されます。

なお、登録した連絡先メールアドレスに届出控えとなるメールが送信されます。

業務管理体制の整備に関する届出システム

メニュー > 届出一覧 (届出先区分変更) > 届出内容の確認画面 > 届出先区分変更入力 > 届出先区分変更入力完了

届出先区分変更入力完了

介護保険法第115条の32 第4項（区分の変更）に基づく業務管理体制に係る届出書の提出が完了しました。
また、提出された届出書の控えを事業者宛にメールで送信しました。

メニューへ戻る

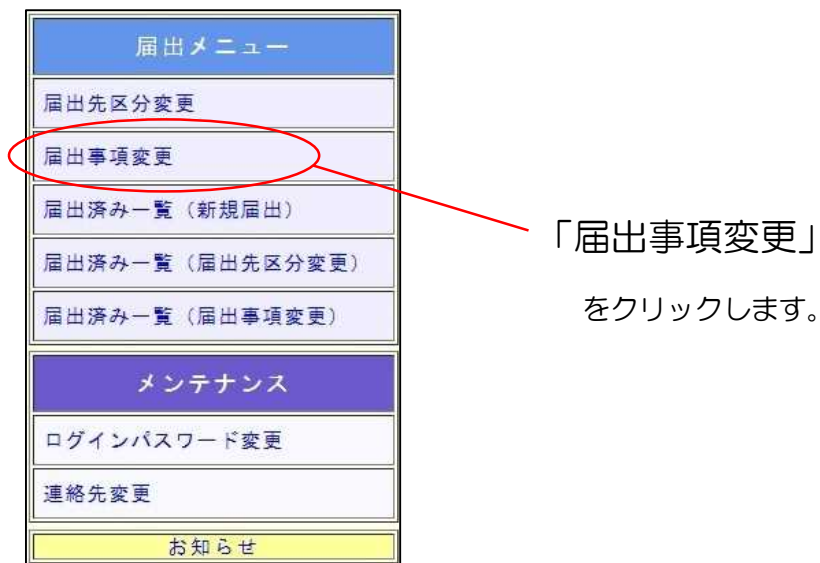
注意

本画面に遷移する際、控えメールが送信されます。

メールが届かない場合は「[メール受信についての注意事項](#)」を確認してください。

なお、届出控えを再発行することは可能です。再発行の手順については「[4.2 業務管理体制の整備に関する届出（届出先区分変更）を確認する](#)」をご確認ください。

3.5 業務管理体制の整備に関する届出（届出事項変更）を行う。



(1) 届出事項変更入力画面が表示されます。

必要事項を入力し、「確認」ボタンを押してください。

留意点

「変更の内容」は変更があった事項をプルダウンより選択し、「変更事項追加」ボタンを押すことで各変更事項の入力フォームが表示されます。複数の入力フォームに入力することにより、一度の届出で複数の変更事項の届出が可能です。

届出事項変更の入力画面の初期値は、紙面やメールによる届出も含めた届出データを管理しているシステム（本システムとは別システム）に登録されている最新の値が入力されています。ただし、事業所名称及び所在地については、本システムでの前回の届出時にフォーム入力だった場合、またはCSVで届出をしたが事業所の数が19件以下の場合のみ、フォームに前回届出内容が初期値として表示されます。それ以外の場合で前回CSVにより届出をした場合は、「提出用CSVダウンロード」よりダウンロードしたCSVに前回届出内容が記載されております。

届出に関する連絡先については届出事項変更の入力画面から行うことができないため、事前に変更する必要があります。連絡先の変更方法については「[5.1 連絡先を変更する](#)」をご確認ください。

「事業所名称等及び所在地」をCSVで提出する場合の入力方法は「[6.1 「事業所名称等及び所在地」をCSVで提出する。](#)」を確認してください。

(2) 届出事項変更入力確認画面が表示されます。

届出内容を確認し、「完了」ボタンを押してください。

業務管理体制の整備に関する届出システム 有限会社介護センター ログアウト

メニュー > 届出事項変更入力

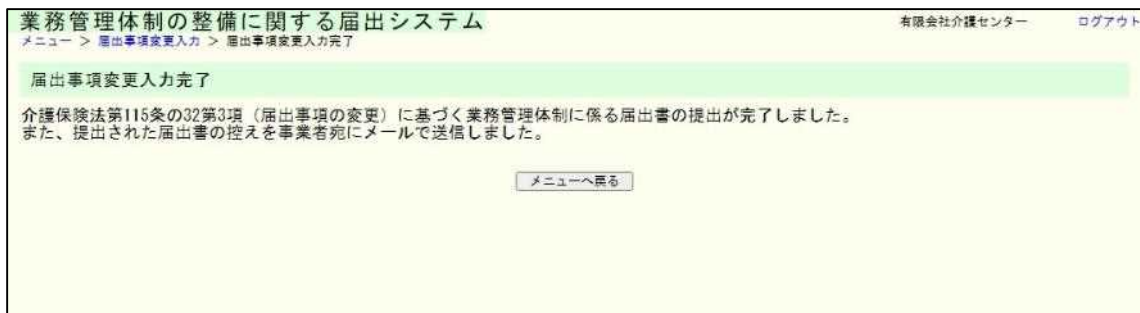
届出事項変更入力確認

介護保険法第115条の32第3項（届出事項の変更）に基づく業務管理体制に係る届出内容を確認してください。

届出事項変更			
事業者	名称	名称（フリガナ）	ユウゲンガイシヤカイゴセンター
		名称（漢字）	有限会社介護センター
	代表者氏名	氏名（フリガナ）	ダイヒョウハナコ
		氏名（漢字）	代表花子
	事業者（法人）番号	A7403238503901100	
6 法令遵守責任者の氏名（フリガナ）及び生年月日			
変更前	氏名（フリガナ）	セキニンイチオ	
	氏名（漢字）	責任一男	
	生年月日	昭和40年09月01日	
変更後	氏名（フリガナ）	コウセイタロウ	
	氏名（漢字）	厚生太郎	
	生年月日	昭和45年12月12日	
連絡先	所属	総務部	
	氏名（フリガナ）	レンラクサブロウ	
	氏名（漢字）	連絡三郎	
	メールアドレス	hokkaido_shinkii@example.com	
	電話番号	011-111-2222	

(3) 届出事項変更入力完了画面が表示されます。

なお、登録した連絡先メールアドレスに届出控えとなるメールが送信されます。



注意

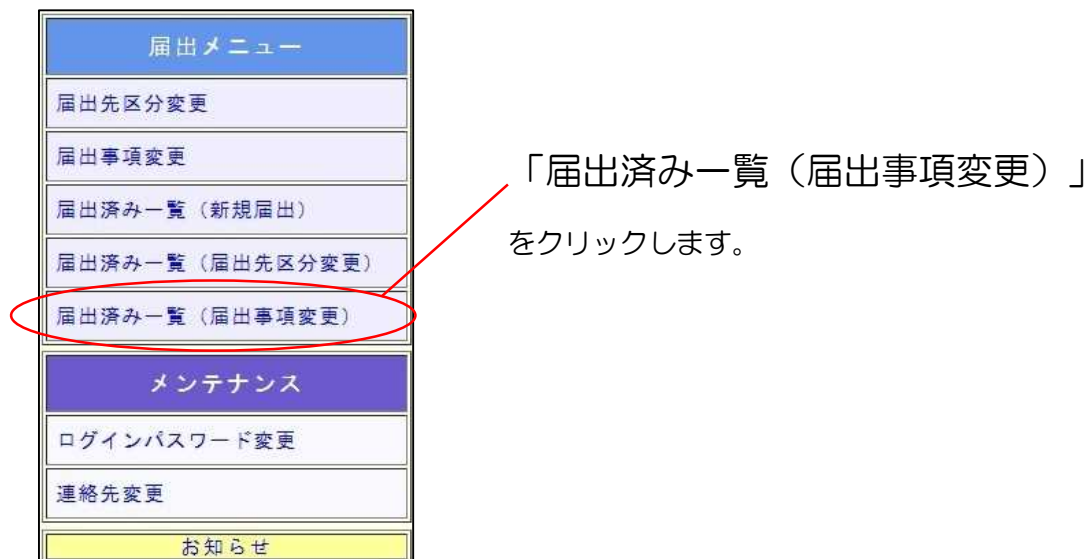
本画面に遷移する際、控えメールが送信されます。

メールが届かない場合は「[メール受信についての注意事項](#)」を確認してください。

なお、届出控えを再発行することは可能です。再発行の手順については「[4.3 業務管理体制の整備に関する届出（届出事項変更）を確認する](#)」をご確認ください。

3.6 業務管理体制の整備に関する届出（届出事項変更）を修正する。

※届出内容の修正は届出先により修正依頼が届いた場合のみ可能です。届出先より修正依頼が届いたことはメールにて通知されます。



(1) 届出事項変更の届出一覧が表示されます。修正依頼が届いている届出の「確認」ボタンをクリックします。



- (2) 届出内容の確認画面が表示されます。
- 【修正画面へ移動する】をクリックします。

業務管理体制の整備に関する届出システム

メニュー > 届出一覧 (届出事項変更) > 届出事項変更に関する届出内容の確認画面

有限会社介護センター

ログアウト

届出事項変更に関する届出内容の確認画面

以下、審査状況・結果を確認してください。審査状態が修正依頼の場合は、修正を行い、再度届出を提出してください。

審査状況・結果			
審査状況	審査状況	修正依頼 【修正画面へ移動する】	
	審査状態が修正依頼である場合	修正依頼理由	法令遵守責任者を修正してください。（お電話により入力内容に誤りがあるとのこと連絡がありました。）

以下、提出された届出内容を表示しています。届出内容の控えを再発行する場合は、ページ下部のメール送信ボタンを押下してください。

届出事項変更			
事業者	名称	名称（フリガナ）	ユウゲンガイシヤカイゴセンター
		名称（漢字）	有限会社介護センター
	代表者氏名	氏名（フリガナ）	ダイヒョウハナコ
		氏名（漢字）	代表花子
	事業者（法人）番号	A7403238593901100	

6. 法令遵守責任者の氏名（フリガナ）及び生年月日

変更前	法令遵守責任者の氏名（フリガナ）	セキニンイデオ
	法令遵守責任者の氏名（漢字）	責任一男
	生年月日	昭和40年09月01日
変更後	氏名（フリガナ）	コウセイタロウ
	法令遵守責任者の氏名（漢字）	厚生太郎
	生年月日	昭和46年12月12日

連絡先	所属	総務部
	氏名（フリガナ）	レンラクサブロウ
	氏名（漢字）	連絡三郎
	メールアドレス	hokkaido_shinkai@example.com
	電話番号	011-111-2222

メール送信

戻る

- (3) 届出事項変更入力画面が表示されます。「修正依頼理由」に記載されている内容について修正し、「確認」ボタンをクリックします。

業務管理体制の整備に関する届出システム

メニュー > 届出一覧 (届出事項変更) > 届出事項変更に関する届出内容の確認画面 > 届出事項変更更新入力

有限会社介護センター

ログアウト

届出事項変更更新入力

介護保険法第115条の32第3項（届出事項の変更）に基づく業務管理体制に係る届出内容を入力してください。

連絡先
内容に
変更
がある
場合は、
届出
メニュー
から
修正
依頼
を行
って
ください。

所属	総務部
氏名（フリガナ）	レンラクサブロウ
氏名（漢字）	連絡三郎
メールアドレス	hokkaido_shinkii@example.com
電話番号	011-111-2222

届出事項変更

事業者（必須）	名称	名称（フリガナ）	ユウゲンガイシャカイゴセンター
		名称（漢字）	有限会社介護センター
	代表者氏名	氏名（フリガナ）	ダイセイヨウハナコ
		氏名（漢字）	代表花子
	事業者（法人）番号	A7403238593901100	

変更の内容

変更があった事項を右から選択して、「変更事項追加」ボタンを押してください。

変更事項追加

6 法令遵守責任者の氏名（フリガナ）及び生年月日

変更前	氏名（フリガナ）	セキニンイチオ
	氏名（漢字）	責任一男
	生年月日	昭和 40 年 9 月 1 日
変更後	氏名（フリガナ）	コウセイタロウ
	氏名（漢字）	厚生太郎
	生年月日	昭和 45 年 12 月 12 日

変更事項削除

確認

戻る

- 45 -

(4) 入力内容を確認し、「完了」ボタンをクリックします。

業務管理体制の整備に関する届出システム

メニュー > 届出一覧 (届出事項変更) > 届出事項変更に関する届出内容の確認画面 > 届出事項変更更新入力

有限会社介護センター

ログアウト

届出事項変更更新入力確認

介護保険法第115条の32第3項（届出事項の変更）に基づく業務管理体制に係る届出内容を確認してください。

届出事項変更			
事業者	名称	名称（フリガナ）	ユウゲンガイシヤカイゴセンター
		名称（漢字）	有限会社介護センター
	代表者氏名	氏名（フリガナ）	ダイヒョウハナコ
		氏名（漢字）	代表花子
	事業者（法人）番号		A7403238503901100

6 法令遵守責任者の氏名（フリガナ）及び生年月日

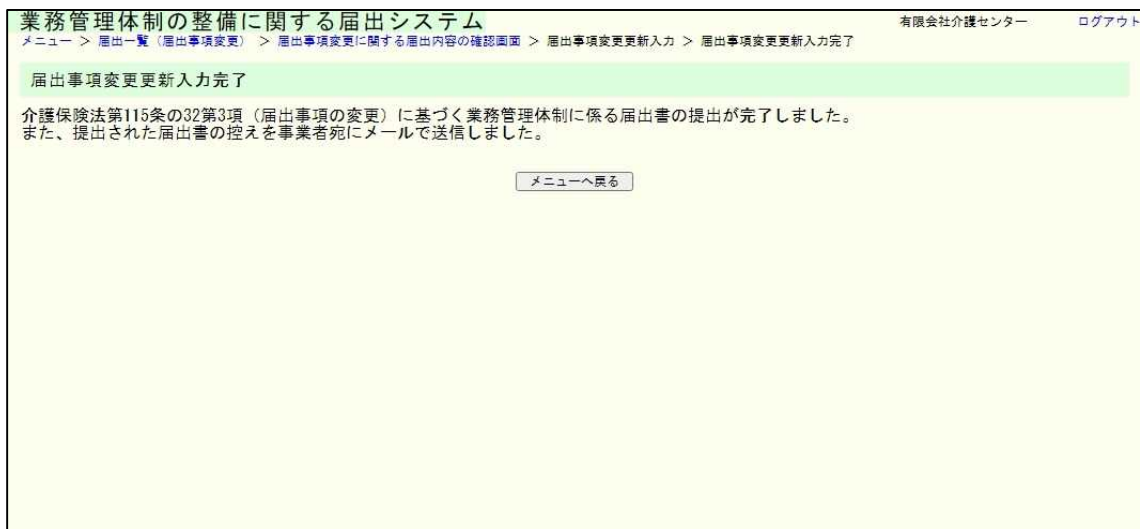
変更前	氏名（フリガナ）	セキニンイチオ
	氏名（漢字）	責任一男
	生年月日	昭和40年09月01日
変更後	氏名（フリガナ）	コウセイタロウ
	氏名（漢字）	厚生太郎
	生年月日	昭和45年12月12日

連絡先	所属	総務部
	氏名（フリガナ）	レンラクサブロウ
	氏名（漢字）	連絡三郎
	メールアドレス	hokkaido_shinkig@example.com
	電話番号	011-111-2222

完了戻る

(5) 届出事項変更入力完了画面が表示されます。

なお、登録した連絡先メールアドレスに届出控えとなるメールが送信されます。



注意

本画面に遷移する際、控えメールが送信されます。

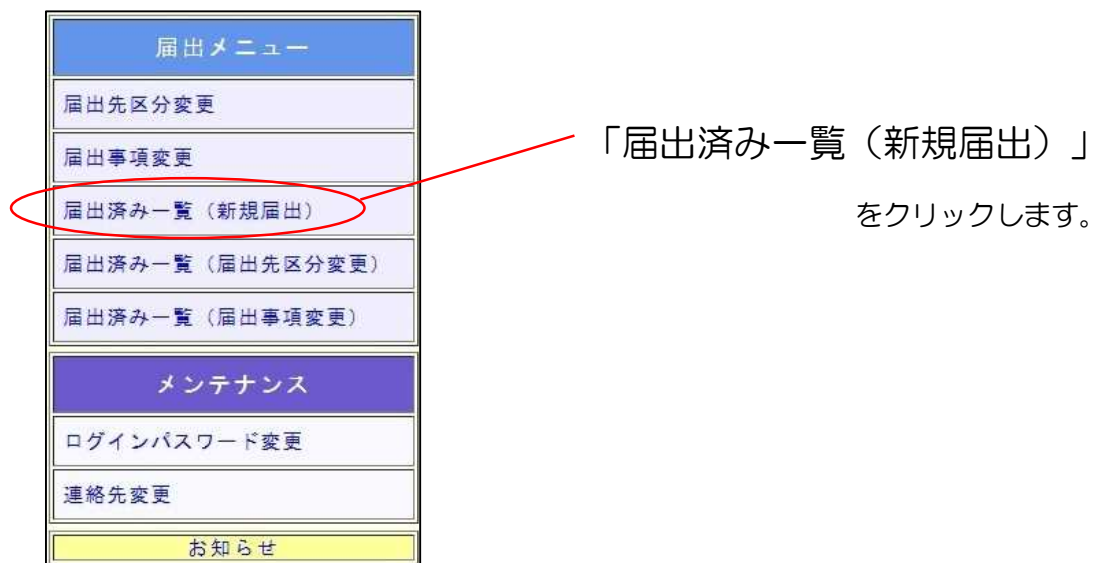
メールが届かない場合は「[メール受信についての注意事項](#)」を確認してください。

なお、届出控えを再発行は可能です。再発行の手順については「[4.3 業務管理体制の整備に関する届出（届出事項変更）を確認する](#)」をご確認ください。

4章 届出済み一覧

4.1 業務管理体制の整備に関する届出を確認する。

※本システムで確認できる届出は、本システムで届出された届出内容のみです。郵送やメールなどでの届出内容は確認できません。



(1) 届出一覧（新規届出）画面が表示されます。

確認したい届出の「確認」ボタンを押してください。



(2) 届出内容の確認画面が表示されます。

届出控えを再発行する場合は「メール送信」ボタンを押してください。

業務管理体制の整備に関する届出システム

メニュー > 届出一覧 (新規届出) > 届出内容の確認 (メール)

有限会社介護センター

ログアウト

届出内容の確認 (メール)

以下、審査状況・結果を確認してください。

審査状況・結果			
審査状況	審査状態	承認通知済み	
審査結果	審査状態が審査完了である場合	発行された事業者 (法人) 番号	A7403238593001100

以下、提出された届出内容を表示しています。
届出内容の控えを再発行する場合は、ページ下部のメール送信ボタンを押下してください。

新規届出					
事業者	名称	名称 (フリガナ)	ユウゲンガイシャカイゴセンター		
		名称 (漢字)	有限会社介護センター		
	主たる事務所の所在地	郵便番号	〒002-0865		
		住所	北海道札幌市北区屯田町 1-1-1		
		ビル名称			
		電話番号	011-111-1111		
		FAX番号			
	法人の種類	医療法人			
	代表者	氏名 (フリガナ)	ダイセイウハナコ		
		氏名 (漢字)	代表花子		
職名		代表取締役			
生年月日		昭和43年05月05日			
代表者の住所	郵便番号	〒002-0865			
	住所	北海道札幌市北区屯田町 5-1-1			
	ビル名称	ケアマネビルディング 301号			
事業所名称等 及び所在地	提出方法	フォームで提出			
	事業所の数	2			
	事業所名称	サービス種別	指定 (許可) 年月日	介護保険事業所番号 (医療機関等コード)	所在地
	事業所 1	訪問介護	令和04年01月01日	0123456789	北海道札幌市 北区××1- 1-1 ケア プランビル1 01号
	事業所 2	訪問入浴介護	令和04年01月01日	019876543	北海道札幌市 北区××1- 1-1 ケア プランビル1 02号
	事業所一覧CSVダウンロード				
介護保険法施行 規定第140条の 40第1項第2 号から第4号に 基づく届出事項	第2号	法令遵守責任者の氏名 (フリガナ)	セキニンイチオ		
		法令遵守責任者の氏名 (漢字)	責任一男		
	法令遵守責任者の生年月日	昭和40年09月01日			
	第3号	業務が法令に適合することを確保するための規定の概要			
第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要				
連絡先	所属	総務部			
	氏名 (フリガナ)	レンラクサブロウ			
	氏名 (漢字)	連絡三郎			
	メールアドレス	hokkaido_shinki@example.com			
	電話番号	011-111-2222			

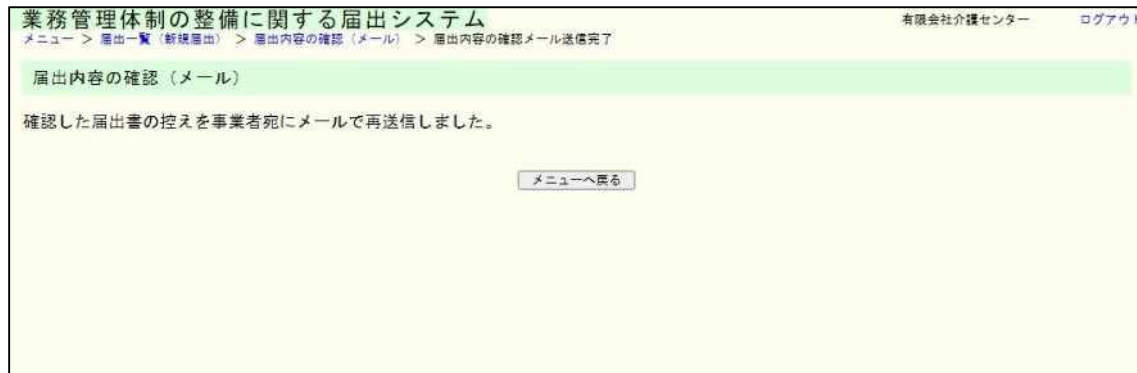
メール送信

戻る

注意

画面表示または届出控え内容で表示される連絡先は届出時に記載された内容が表示されます。ただし、届出控えを再発行した場合のメール送付先は最新の連絡先メールアドレス宛になります。

(3) 届出内容の確認メール送信完了画面が表示されます。

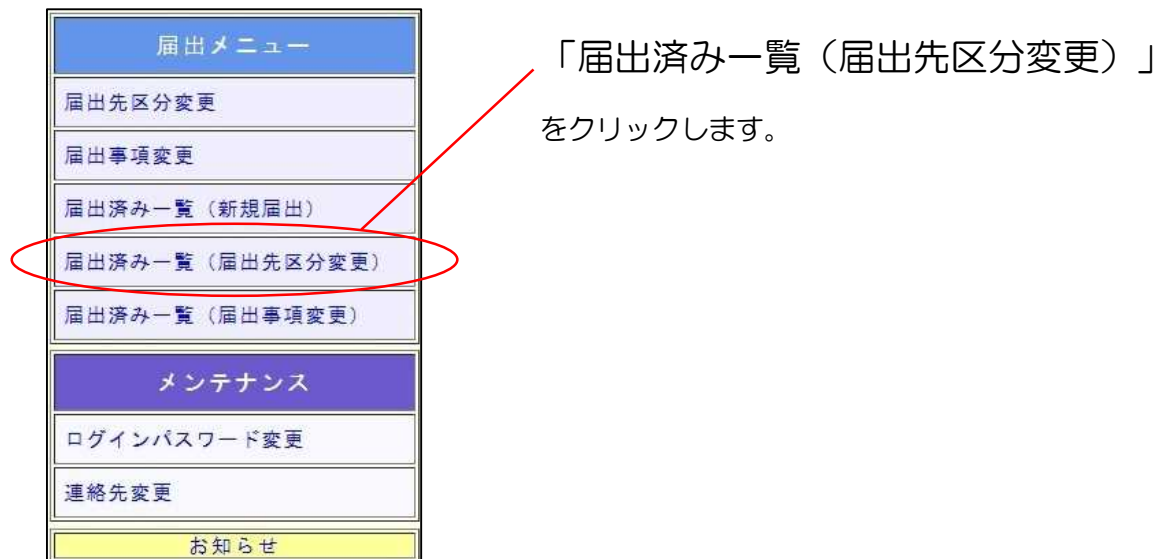


注意

本画面に遷移する際、届出控えメールが送信されます。
メールが届かない場合は「[メール受信についての注意事項](#)」を確認してください。

4.2 業務管理体制の整備に関する届出（届出先区分変更）を確認する。

※本システムで確認できる届出は、本システムで届出された届出内容のみです。郵送やメールなどでの届出内容は確認できません。



- (1) 届出一覧（届出先区分変更）画面が表示されます。
確認したい届出の「確認」ボタンを押してください。



(2) 届出内容の確認画面が表示されます。

届出控えを再発行する場合は「メール送信」ボタンを押してください。

業務管理体制の整備に関する届出システム

メニュー ▶ 届出一覧 ▶ 届出内容確認画面 ▶ 届出内容の確認画面

届出内容の確認画面

以下、審査状況・結果を確認してください。審査状況が修正依頼の場合は、修正を行い、再度届出を提出してください。

審査状況・結果			
審査状況	審査依頼	届出審査付通知済み	
審査結果	審査依頼が修正依頼である場合	修正依頼理由	
審査結果	審査依頼が審査完了である場合	発行された事業者（法人）番号	A740228992801100

以下、区分変更届行政機関ならびに区分変更届行政機関へ提出された届出内容を表示しています。
届出内容の訂正を再発行する場合は、ページ下部のメール送信ボタンを押下してください。

区分変更届行政機関に提出される届出			
届出先	北海道		
事業所	名称	名称（フリガナ）	ユウゲンボイシャカイズセンター
		名称（漢字）	有限会社介護センター
	代表者	氏名（フリガナ）	ダイセイウハナム
		氏名（漢字）	代表者
区分変更	区分変更届行政機関名称、届出前（英）語	北海道保健福祉部高齢者支援政策推進課	
	事業者（法人）番号	A740228992801100	
	区分変更理由	北海道にて訪問介護サービス事業所の指定を受けたため。	
	区分変更日	令和04年01月01日	
連絡先	所属	総務部	
	氏名（フリガナ）	シラタケサロウ	
	氏名（漢字）	連絡先	
	メールアドレス	hokkaido_shiratake@example.com	
	電話番号	011-111-2222	

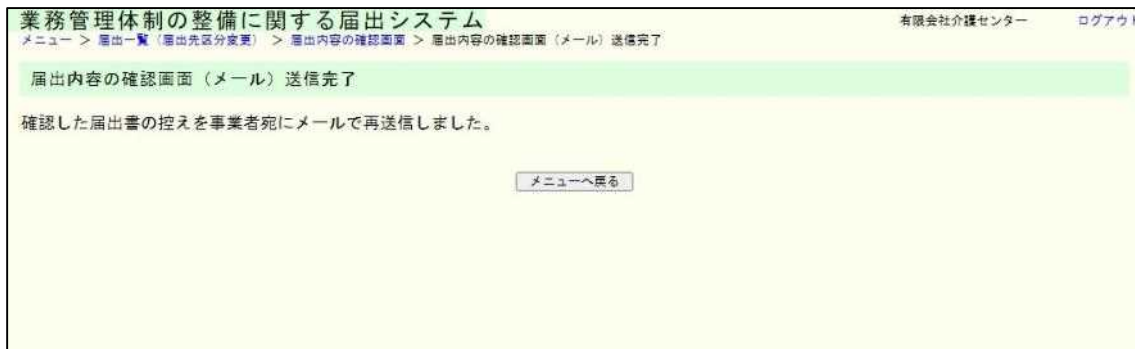
区分変更届行政機関に提出される届出				
届出先	北海道札幌市			
事業所	名称	名称（フリガナ）	ユウゲンボイシャカイズセンター	
		名称（漢字）	有限会社介護センター	
	主たる事務所の所在地	郵便番号	〒002-0965	
		住所	北海道札幌市中央区〇〇1-1-1	
ビル名称		〇〇ビル1階		
電話番号		011-111-1111		
	FAX番号			
事業者	法人の種類	有限法人		
	代表者	氏名（フリガナ）	ダイセイウハナム	
		氏名（漢字）	代表者	
		職名	代表取締役	
発着日		令和04年01月01日		
代表者の住所	郵便番号	〒002-0965		
	住所	北海道札幌市中央区〇〇1-1-1		
	ビル名称	サマエビルディング301号		
	届出方法	フォームで届出		
届出所の紙	3			
事業所名等 及び届出内容	事業所名称	サービス種別	指定（許可）年月日	
	事業所1	訪問介護	令和04年01月01日	
	事業所2	訪問入浴介護	令和04年01月01日	
	事業所3	訪問介護	令和04年01月01日	
介護保険施設 の指定（指定） 後の届出内容 に基づき届出事項	第2号	指定介護事業者の名称（フリガナ）	セキセイナガ	
		指定介護事業者の名称（漢字）	重信一貴	
	第3号	指定介護事業者の名称（フリガナ）	重信一貴	
	第4号	指定介護事業者の名称（漢字）	重信一貴	
区分変更	区分変更届行政機関名称、届出前（英）語	北海道保健福祉部高齢者支援政策推進課		
	事業者（法人）番号	A740228992801100		
	区分変更理由	北海道にて訪問介護サービス事業所の指定を受けたため。		
	区分変更日	令和04年01月01日		
連絡先	所属	総務部		
	氏名（フリガナ）	シラタケサロウ		
	氏名（漢字）	連絡先		
	メールアドレス	hokkaido_shiratake@example.com		
	電話番号	011-111-2222		

メール送信 戻る

注意

画面表示または届出控え内容で表示される連絡先は届出時に記載された内容が表示されます。ただし、届出控えを再発行した場合のメール送付先は最新の連絡先メールアドレス宛になります。

(3) 届出内容の確認メール送信完了画面が表示されます。

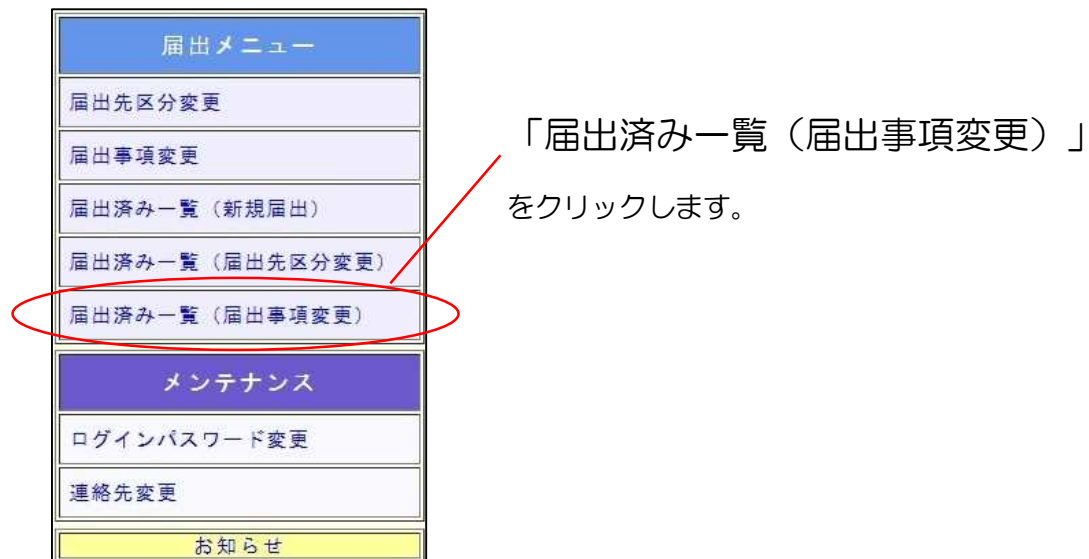


注意

本画面に遷移する際、届出控えメールが送信されます。
メールが届かない場合は「[メール受信についての注意事項](#)」を確認してください。

4.3 業務管理体制の整備に関する届出（届出事項変更）を確認する。

※本システムで確認できる届出は、本システムで届出された届出内容のみです。郵送やメールなどでの届出内容は確認できません。



(1) 届出一覧（届出事項変更）画面が表示されます。

確認したい届出の「確認」ボタンを押してください。



(2) 届出内容の確認画面が表示されます。

届出控えを再発行する場合は「メール送信」ボタンを押してください。

業務管理体制の整備に関する届出システム 有限会社介護センター ログアウト

メニュー > 届出一覧 (届出事項変更) > 届出事項変更に関する届出内容の確認画面

届出事項変更に関する届出内容の確認画面

以下、審査状況・結果を確認してください。審査状態が修正依頼の場合は、修正を行い、再度届出を提出してください。

審査状況・結果			
審査状況	審査状況		再審査待ち
	審査状態が修正依頼である場合	修正依頼理由	法令遵守責任者を修正してください。(お電話により入力内容に誤りがあるとのご連絡がありました。)

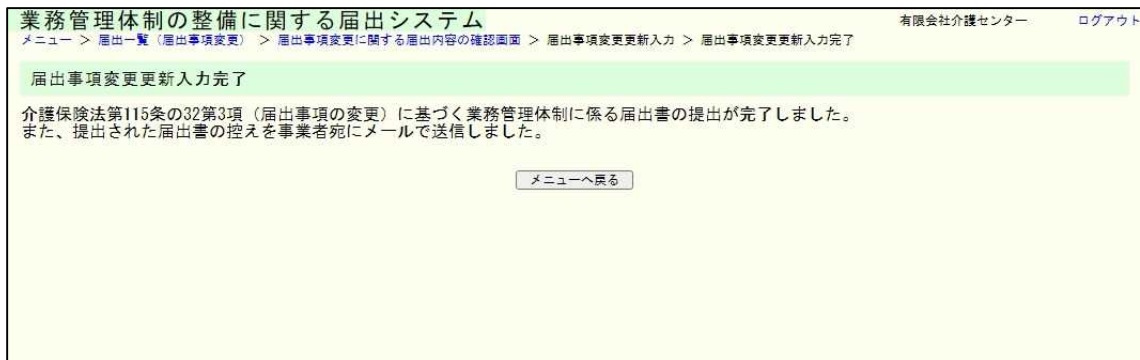
以下、提出された届出内容を表示しています。届出内容の控えを再発行する場合は、ページ下部のメール送信ボタンを押下してください。

届出事項変更			
事業者	名称	名称 (フリガナ)	ユウゲンガイシヤカイゴセンター
		名称 (漢字)	有限会社介護センター
	代表者氏名	氏名 (フリガナ)	ダイヒョウハナコ
		氏名 (漢字)	代表花子
	事業者 (法人) 番号		A7403238593901100
6. 法令遵守責任者の氏名 (フリガナ) 及び生年月日			
変更前	法令遵守責任者の氏名 (フリガナ)		セキニンイデオ
	法令遵守責任者の氏名 (漢字)		責任一男
	生年月日		昭和40年09月01日
変更後	氏名 (フリガナ)		コウセイトロウ
	法令遵守責任者の氏名 (漢字)		厚生太郎
	生年月日		昭和46年12月12日
連絡先	所属		総務部
	氏名 (フリガナ)		レンラクサブロウ
	氏名 (漢字)		連絡三郎
	メールアドレス		hokkaido_shinkai@example.com
	電話番号		011-111-2222

注意

画面表示または届出控え内容で表示される連絡先は届出時に記載された内容が表示されます。ただし、届出控えを再発行した場合のメール送付先は最新の連絡先メールアドレス宛になります。

(3) 届出内容の確認メール送信完了画面が表示されます。



注意

本画面に遷移する際、届出控えメールが送信されます。

メールが届かない場合は「[メール受信についての注意事項](#)」を確認してください。

5章 届出に関する連絡先

5.1 連絡先を変更する。

届出メニュー
届出先区分変更
届出事項変更
届出済み一覧（新規届出）
届出済み一覧（届出先区分変更）
届出済み一覧（届出事項変更）
メンテナンス
ログインパスワード変更
連絡先変更
お知らせ

「連絡先変更」

をクリックします。

(1) 届出に関する連絡先の更新画面が表示されます。

更新が必要な箇所を修正し、「確認」ボタンを押してください。

業務管理体制の整備に関する届出システム 有限会社介護センター ログアウト

メニュー > ユーザーアカウント更新（介護サービス事業者）

ユーザーアカウント更新（介護サービス事業者）

登録内容を入力し、確認ボタンをクリックしてください。

事業者（法人）番号（ユーザID）	A7403238593901100		
事業者（法人）名称（必須）	有限会社介護センター		
連絡先	所属（必須）	総務部	
	フリガナ（必須）	レンラクサブロー	
	氏名（必須）	連絡三郎	
メールアドレス（必須）	hokkaido_shinki@example.com		
メールアドレス（確認用）（必須）	hokkaido_shinki@example.com		
電話番号（必須）	011	111	2222

(2) 入力内容を確認し、「実行」ボタンをクリックします。

業務管理体制の整備に関する届出システム 有限会社介護センター ログアウト

メニュー > ユーザーアカウント更新（介護サービス事業者）

ユーザーアカウント更新確認（介護サービス事業者）

以下の内容で登録する場合は、実行ボタンをクリックしてください。

事業者（法人）番号（ユーザID）		A7403238593901100
事業者（法人）名称		有限会社介護センター
連絡先	所属	総務部
	フリガナ	レンラクサブロウ
	氏名	連絡三郎
メールアドレス		hokkaido_shinkii@example.com
電話番号		011-222-3333

(3) これで連絡先の変更は完了しました。

業務管理体制の整備に関する届出システム 有限会社介護センター ログアウト

メニュー > ユーザーアカウント更新（介護サービス事業者） > ユーザーアカウント更新完了（介護サービス事業者）

ユーザーアカウント更新完了（介護サービス事業者）

以下の内容で更新しました。

事業者（法人）番号（ユーザID）		A7403238593901100
事業者（法人）名称		有限会社介護センター
連絡先	所属	総務部
	フリガナ	レンラクサブロウ
	氏名	連絡三郎
メールアドレス		hokkaido_shinkii@example.com
電話番号		011-222-3333

注意

連絡先メールアドレスを変更した後、システムの画面経由で過去の届出控えの再発行した場合、控えの送付先が新しいメールアドレスになります。ただし、届出内容(控え)の連絡先は届出時の連絡先が記載されますのでご注意ください。

6章 付録

6.1 「事業所名称等及び所在地」を CSV で提出する。

各届出入力画面内の「事業所名称等及び所在地」の提出方法は「CSV で提出」をすることができます。各画面で「CSV で提出」を選択した後、提出 CSV ダウンロードの「ダウンロード」ボタンをクリックすることでアップロード用 CSV ファイルがダウンロードできます。

業務管理体制の整備に関する届出システム

新規届出入力

介護保険法第115条の32第2項（整備）に基づく業務管理体制に係る届出内容を入力してください。

届出先	☐ 本省	厚生労働省（本省）
	☐ 都道府県	
	☐ 市区町村	

事業者	主たる事業所の所在地	名称（フリガナ）（必須）	
		名称（漢字）（必須）	
		郵便番号（必須）	〒 -
		住所（必須）	
		ビル名称	
		電話番号（必須）	- -
	代表者	FAX番号	- -
		法人の種類（必須）	
		氏名（フリガナ）（必須）	
		氏名（漢字）（必須）	
	代表者の住所	職名（必須）	
		生年月日（必須）	令和 年 月 日
郵便番号（必須）		〒 -	
住所（必須）			
ビル名称			

事業所名称等及び所在地（必須）

提出方法 ※事業所の数が20以上の場合はCSVで提出してください。 ☐ フォームで提出 ☒ CSVで提出

事業所の数

No	事業所名称	サービス種別	指定（許可）年月日	介護保険事業所番号（医療機関等コード）	所在地
----	-------	--------	-----------	---------------------	-----

提出用CSVダウンロード

CSVアップロード

介護保険法施行規定第140条の40第1項第2号から第4号に基づく届出事項	第2号	法令遵守責任者の氏名（フリガナ）（必須）	
		法令遵守責任者の氏名（漢字）（必須）	
		法令遵守責任者の生年月日（必須）	令和 年 月 日
	第3号	業務が法令に適合することを確保するための取組の概要	ファイルの選択
第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要	ファイルの選択	ファイルが選択されていません

連絡先	所属（必須）	
	氏名（フリガナ）（必須）	
	氏名（漢字）（必須）	
	メールアドレス	test.taniguchi@example.com
	電話番号（必須）	- -

確認

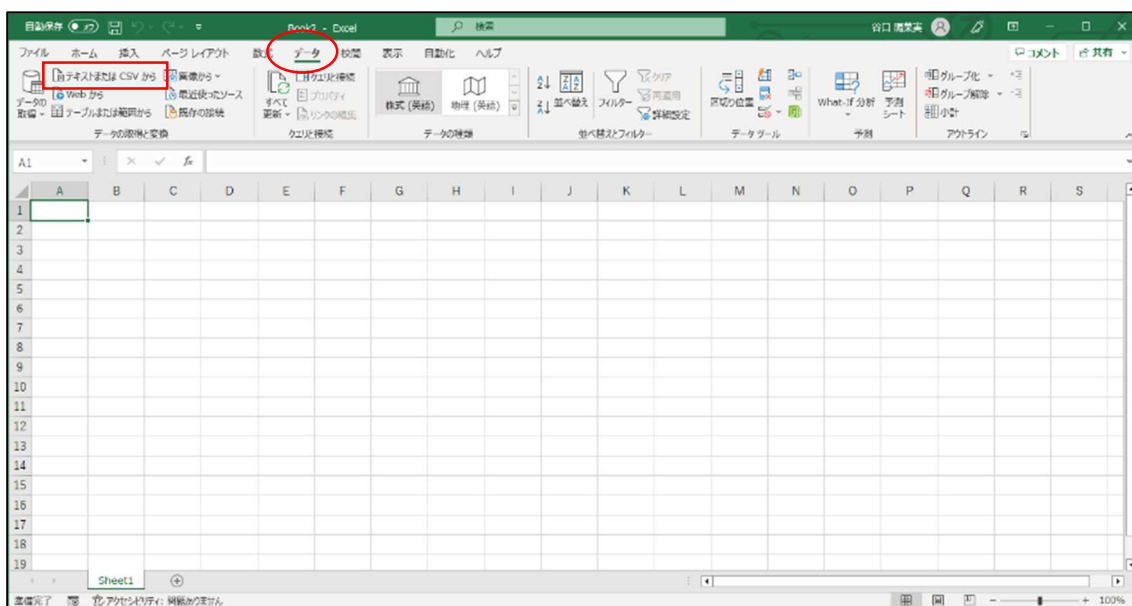
ログインユーザが本画面を起動しているブラウザに設定されているダウンロードファイルの保存先に「事業所一覧アップロード用テンプレート.csv」または「（法人名）_事業所一覧.csv」がダウンロードされます。

※以降、EXCEL で CSV を開く方法を記載しております。

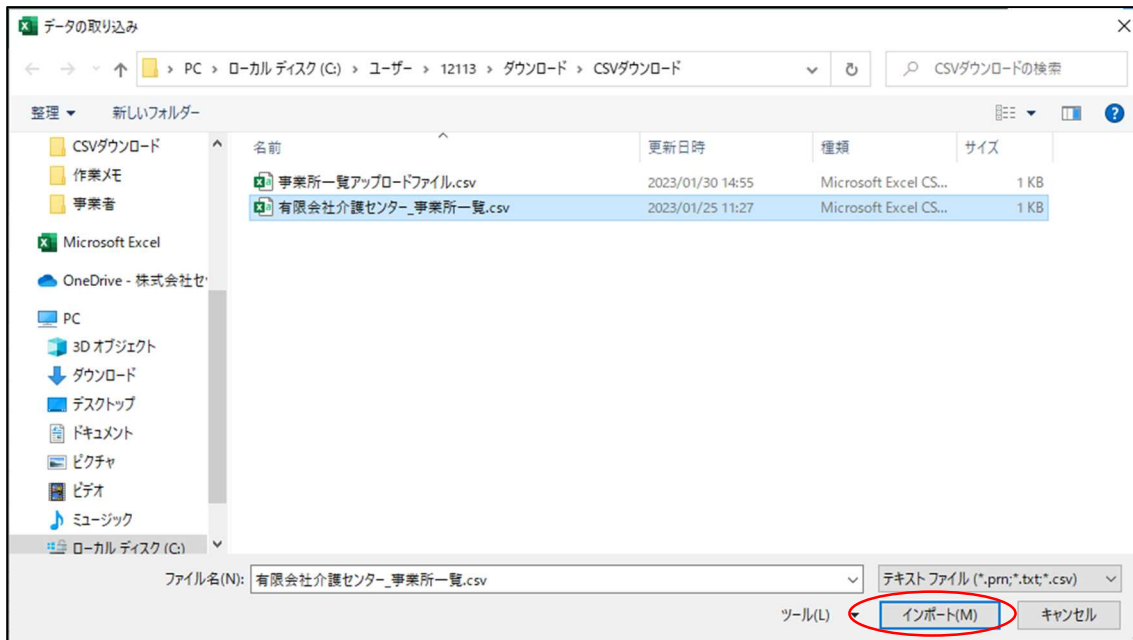
ほかにもテキストエディタや CSV 専用エディターなどで編集することが可能です。

EXCEL 以外で編集する場合は、各値を半角のカンマ「,」で区切って入力してください。

(1) EXCEL を開き、「データ」→「テキストまたは CSV から」を選択します。



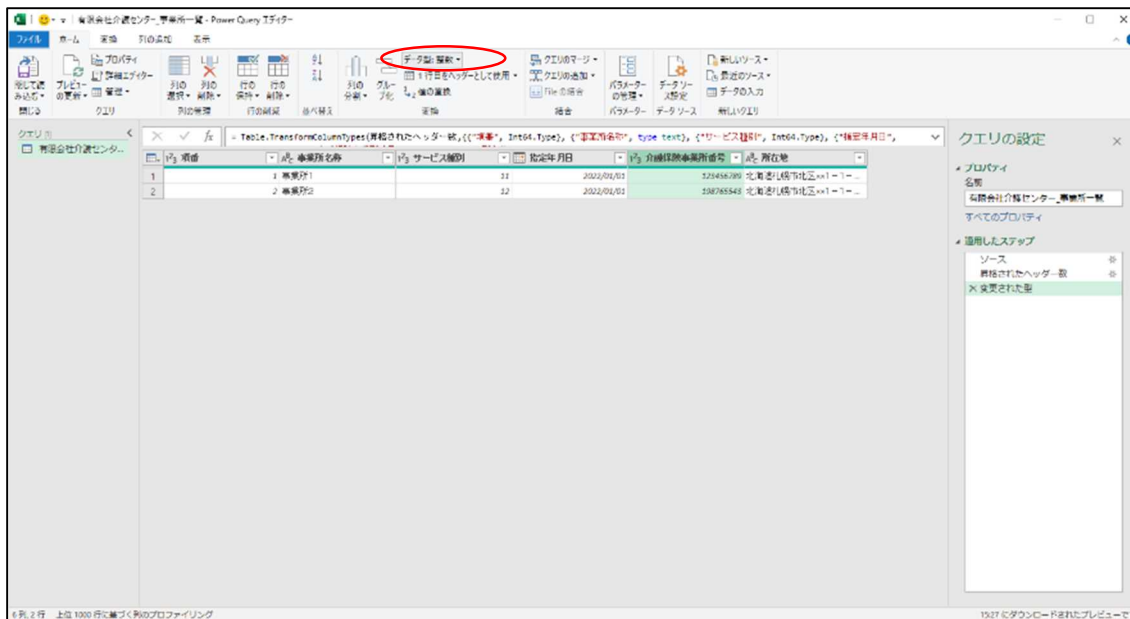
- (2) (1)でダウンロードした CSV ファイルをインポートします。ファイル選択する際はファイル種類を「すべてのファイル(*.*)」や「テキストファイル(*.pm;*.txt;*.csv)」に変更しないと、ファイルが表示されない場合があります。



- (3) 別ウィンドウが開いたら、「データの変換」をクリックします。
 ※データが 0 件の場合は、データの変換が不要なため、「読み込み」をクリックし、次の手順は(6)から実施します。

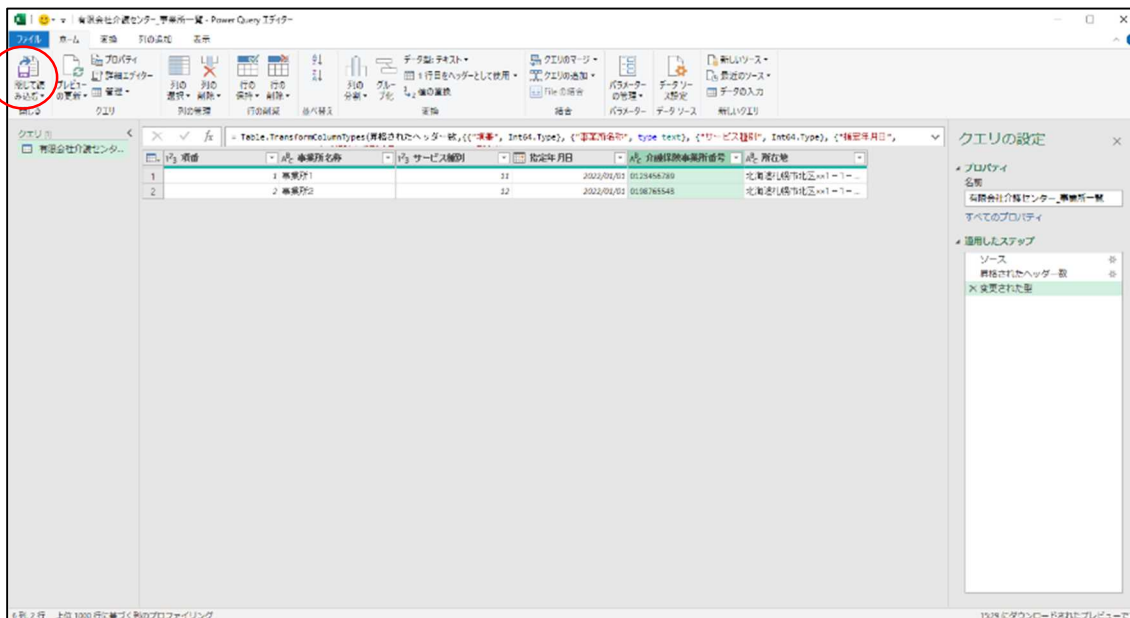


- (4) PowerQuery エディターが開きます。「介護保険事業所番号」の列を選択し、「ホーム」→「変換」→「データ型: 正数」を押下し、「テキスト」を選択します。



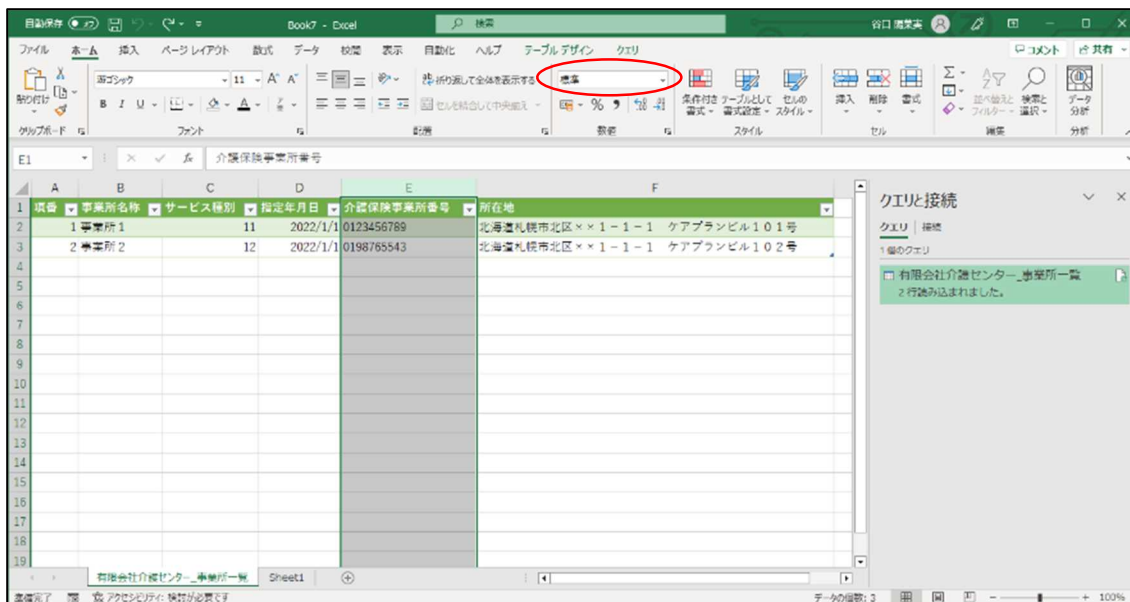
※列タイプの変更の確認画面が開いた場合、「現在のものを置換」を選択して下さい。

- (5) 「閉じて読み込む」を選択します。



- (6) 「介護保険事業所番号」のE列を選択し、「ホーム」→「数値」→「標準」のプルダウンを押下し、「文字列」を選択します。

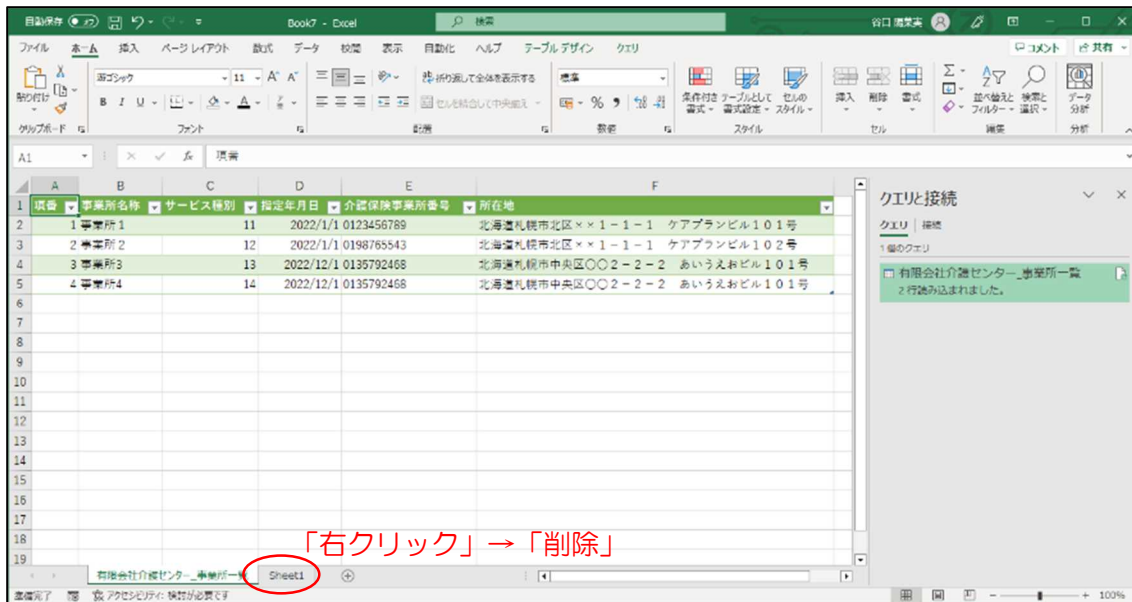
これで編集するための準備が完了しました。事業所情報を修正してください。



各項目の入力は以下の通りです。

項目	入力
項番	1 から順に連番で入力して下さい。
事業所名称	事業所の名称を 80 桁以内で入力して下さい。 ※フリガナなどは不要です。
サービス種類	2 桁のサービス種類コードを入力して下さい。 サービス種類コードについては「 6.2 サービス種類コードを確認する。 」をご確認ください。
指定年月日	指定（許可）年月日を入力して下さい。 入力は以下の形式で行ってください。 ・yyyyMMdd 形式 (例. 2023 年(令和 5 年)1 月 1 日の場合、20230101)
介護保険事業所番号	10 桁の介護保険事業所番号を半角英数字で入力して下さい。
所在地	事業所の所在地を 128 桁以内で入力して下さい。

- (7) 事業所情報の修正が完了した後、シート名がCSV ファイルのファイル名であるシート以外のシートが存在している場合は削除します。（CSV ファイルとして保存するため、シートは 1 つまでのみ保存することができます。）



- (8) 「ファイル」→「名前を付けて保存」を押下し、ファイル拡張子を「CSV（コンマ区切り）(*.csv)」に変更した上、任意のフォルダに任意のファイル名で保存します。

6.2 サービス種類コードを確認する。

「[6.1 「事業所名称等及び所在地」をCSVで提出する](#)」際に入力するサービス種類コードは以下のとおりです。

コード 値	サービス種類	備考
1 1	訪問介護	
1 2	訪問入浴介護	
1 3	訪問看護	
1 4	訪問リハビリテーション	
1 5	通所介護	
1 6	通所リハビリテーション	
1 7	福祉用具貸与	
2 1	短期入所生活介護	
2 2	短期入所療養介護(介護老人保健施設)	
2 3	短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)	
2 4	介護予防短期入所生活介護	
2 5	介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)	
2 6	介護予防短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)	
2A	短期入所療養介護（介護医療院）	
2B	介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	
3 1	居宅療養管理指導	
3 2	認知症対応型共同生活介護	地域密着型サービス
3 3	特定施設入居者生活介護	
3 4	介護予防居宅療養管理指導	
3 5	介護予防特定施設入居者生活介護	
3 6	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型サービス
3 7	介護予防認知症対応型共同生活介護	地域密着型サービス
3 8	認知症対応型共同生活介護(短期利用型)	
3 9	介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型)	
4 1	特定福祉用具販売	
4 2	住宅改修	
4 3	居宅介護支援	
4 4	特定介護予防福祉用具販売	

コード 値	サービス種類	備考
45	介護予防住宅改修	
46	介護予防支援	
54	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	
55	介護医療院サービス	
59	特定入所者介護サービス等	
61	第一号訪問事業	旧名称「介護予防訪問介護」
62	介護予防訪問入浴介護	
63	介護予防訪問看護	
64	介護予防訪問リハビリテーション	
65	第一号通所事業	旧名称「介護予防訪問通所介護」
66	介護予防訪問通所リハビリテーション	
67	介護予防福祉用具貸与	
68	第一号生活支援事業	
69	第一号介護予防事業	
71	夜間対応型訪問介護	地域密着型サービス
72	認知症対応型通所介護	地域密着型サービス
73	小規模多機能型居宅介護	地域密着型サービス
74	介護予防認知症対応型通所介護	地域密着型サービス
75	介護予防小規模多機能型居宅介護	地域密着型サービス
76	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	地域密着型サービス
77	複合型サービス	地域密着型サービス
78	地域密着型通所介護	
81	市町村特別給付	

6.3 エラーメッセージを確認する。

画面にエラーメッセージが表示された場合、以下の一覧を確認して対応方法を確認してください。

No	メッセージ	対応方法
1	ログインに失敗しました。	ユーザID またはパスワードの値に誤りがあります。 ログイン情報を確認し、ログインしなおしてください。
2	〇〇〇は必須項目です。	項目の入力が必須です。 値を入力してください。
3	〇〇〇が□□□の時は、△△△は必須項目です。	指定されたパターンの場合は項目の入力が必須です。 値を入力してください。
4	〇〇〇は半角数値で入力して下さい。	項目に入力する文字種（半角／全角や数字、英字等）が決まっています。 指定された文字種で値を入力してください。
5	〇〇〇は半角英数字で入力して下さい。	
6	〇〇〇は半角数値と半角英字を混在させて入力して下さい。	
7	〇〇〇はカタカナで入力して下さい。	
8	〇〇〇は×文字以内で入力して下さい。	項目に入力する桁数が決まっています。 指定された桁数で値を入力してください。
9	〇〇〇は×文字以上、△文字以下で入力して下さい。	
10	〇〇〇は×文字で入力して下さい。	
11	〇〇〇は存在する日付を入力して下さい。	13 月や 32 日、平成 1 年 1 月 7 日等、存在しない日付が入力されています。 日付を正しく入力してください。
12	〇〇〇が一致しません、もう一度入力して下さい。	項目に入力する値が一致している必要があります。 同じ値を入力してください。
13	〇〇〇は半角数字もしくはハイフン「-」で入力して下さい。	電話番号または FAX 番号を登録する場合は、半角数字、ハイフン以外が入力されています。 半角数字またはハイフンで入力して下さい。
14	〇〇〇は、メールアドレスの形式で入力してください。	入力されたメールアドレスがメールアドレスの形式ではありません。不要なスペースや全角の文字・記号が含まれていないか、@が含まれているかなどを確認し、正しく入力してください。

No	メッセージ	対応方法
15	事業所一覧のアップロード CSV のサービス種別には、コード表より該当サービス種類コードを入力してください。	事業所一覧のアップロード CSV に記入されたサービス種別はコード値で入力する必要があります。 サービス種別コードを確認の上、再度アップロードしてください。
16	〇〇〇：ファイルサイズが 0 バイトのファイルが含まれています。ファイルを確認してください。	アップロードされたファイルの中身が空です。ファイルを確認し、再度アップロードしてください。
17	【区分変更後届出先】区分変更前届出先と同じ届出先は指定できません。	区分変更後の届出先が区分変更前と一致しています。 入力内容を確認し、正しい区分変更後の届出先を選択してください。 ※紙面やメール等ですでに同じ内容の区分変更届出をしている場合は本システムでの届出は不要です。
18	入力された法人番号の登録がありません。事業者（法人）番号に間違いがないか確認してください。	入力された事業者（法人）番号がシステム上に登録されていません。 入力内容を確認し、誤りがあれば修正してください。
19	既にユーザアカウントの登録が行われています。ログイン画面から、ログインを行ってください。	既にユーザアカウント登録が完了しています。 登録した際のメール内容を確認の上、ログインしてください。 なお、ユーザアカウント登録をした覚えがないのに表示された場合、お知らせ欄に記載してある運用保守業者にご連絡ください。
20	アクセスエラーが発生しました。ログイン画面から再操作して下さい。	画面での操作がないまま時間が過ぎ、タイムアウトが発生している可能性があります。 ログイン画面からログインし直してください。
21	操作がないまま 所定の時間が経過した為、継続できません。ログイン画面から再操作して下さい。	
22	他のユーザが関連情報を修正中のため処理がキャンセルされました。時間をあけてやり直してもこのメッセージがでる場合はシステム担当者に連絡して下さい。	変更・削除したデータと同じデータを他のユーザが処理している可能性があります。 他のユーザの処理が終わるまで時間をあけ、もう一度変更・削除を行ってください。 それでも同様のエラーが表示された場合は、お知らせ欄に記載してある運用保守業者にご連絡ください。
23	他のユーザにより関連する情報が変更、または削除されたため処理がキャンセルされました。	

No	メッセージ	対応方法
24	指定された情報は存在しない、または削除された可能性があります。	指定されたデータを他のユーザが更新・削除し、表示する権限がなくなっています。 このデータは表示することができません。
25	画面のボタンまたはリンクをクリックして操作して下さい。	指定された方法以外で画面を表示しようとしています。 画面上のボタン、リンクを使用して画面を表示してください。
26	システムエラーが発生しました。システム担当者に連絡して下さい。	システムエラーが発生しています。再度同じ動作を行っても表示される場合は、お知らせ欄に記載してある運用保守業者にご連絡ください。
27	該当 URL について無効となりました。再度、ログイン画面より新規届出を行ってください。	発行された URL の有効期限が切れました。 再度ログイン画面より URL の発行を行ってください。

6.4 個人情報保護方針を確認する。

システムの個人情報保護方針は以下の通りです。

1. 基本的考え方

厚生労働省（以下「当省」という）では、業務管理体制に関する届出システム（以下、「当システム」という）において提供するサービス（届出に関する連絡・通知サービス）の円滑な運営に必要な範囲で、当システムを利用される皆様の情報を収集しています。収集した情報は利用目的の範囲内で適切に取り扱います。

2. 収集する情報の範囲

- (1) 当システムでは、インターネットドメイン名、IP アドレス、当サイトの閲覧等の情報を自動的に収集します。また、当システムの提供するページには、一部 Cookie（サーバ側で利用者を識別するために、サーバから利用者のブラウザに送信され、利用者のコンピュータに蓄積される情報）を使用して利用者の情報を収集しています。ただし、Cookie を使用して利用者個人を識別できる情報は収集していません。
- (2) 当システムでは、介護保険法第 115 条の 32 の規程 に基づく届出事項等（以下、「届出事項」という）を収集しています。
- (3) 当システムのご利用に当たっては、届出に関する連絡先として氏名、所属、メールアドレス、電話番号（以下「利用者連絡先」という）を収集しています。

3. 利用目的

(1) Cookie について

当システムでは、利便性の向上のために Cookie を使用しています。なお、当システムのサーバから送信した Cookie は、利用者のログアウト又はセッションタイムアウトと同時に当システムのサーバから削除されます。

- (2) 2.(2)で収集した届出事項は、介護保険法第 115 条の 32 の規程に基づいて利用されます。
- (3) 2.(3)で収集した利用者連絡先は、届出事項の控えの送付や届出受付/修正依頼の通知などの業務管理体制に関する届出にかかわる連絡先として利用いたします。

4. 利用及び提供の制限

不正アクセス、脅迫等の違法行為があった場合その他特別の理由のある場合を除き、収集した情報を 3 の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供いたしません。ただし、統計的に処理された当システムのアクセス情報、利用者属性等の情報については公表することがあります。

5. 安全確保の処置

当省は、収集した情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他収集した情報の適切な管理のために必要な措置を講じます。

6. 適用範囲

本プライバシーポリシーは、当システムにおいてのみ適用されます。関係府省等における情報の取扱いについては、それぞれの組織の責任において行われることになります。

7. その他

以上の個人情報保護方針について、改訂することがありますが、その場合は当システムでお知らせします。